

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成29年12月13日)

○ 荒木美幸委員長

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまより教育民生常任委員会並びに予算常任委員会教育民生分科会を始めさせていただきます。

本日は、傍聴に市民の方が8名、そして報道関係が入られていらっしゃいますので、ご報告をさせていただきます。

まず、当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っておりますので、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目でございますが、休会中の所管事務調査の報告並びに行政視察の報告書案について、皆様にお知らせをさせていただきます。10月、そして11月に行いました休会中の所管事務調査、一つは教職員の負担軽減に向けた取り組みについて、もう一つは、障害者、障害児福祉についてでございましたが、この報告書案を会議用システムにアップロードさせていただいております。フォルダは03の教育民生常任委員会からお入りをいただきまして、09の平成29年11月定例月議会、その09の10月休会中所管事務調査報告書案、そして、11月休会中所管事務調査報告書案、二つです。

また、7月に行いました行政視察の報告書案につきましてもアップロードをさせていただいております。同じフォルダの行政視察報告書案でございます。

つきましては、皆様におかれましては、内容をご確認していただきました上、ご意見等がございましたら、12月20日の水曜日までに事務局のほうにお知らせをいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の審査の順序についてでございますが、こども未来部、そして教育委員会、健康福祉部の順で審査を行ってまいります。また、当委員会に付託をされておりますこの議案以外に、こども未来部より3件、教育委員会より5件、健康福祉部より2件の協議会の申し入れがございます。当委員会中に取り扱いをさせていただきたいと思っておりますが、非常に多項目にわたりますので、全ての議案審査の後にまとめて取り扱いと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、健康福祉部所管の各種審議会等の報告もございますので、これについても取り扱いをさせていただく予定でございます。

続いて、連合審査について皆様にお知らせをさせていただきます。8月の定例月議会におきまして、当委員の皆様にもお話をさせていただきましたけれども、産業生活常任委員会の委員長から、農福連携につきまして、産業生活常任委員会との合同での所管事務調査を行ってはどうかのご提案がございました。8月定例月議会でお伝えした際には、委員の皆様からおおむね了解をいただいたと思っておりますが、本日の産業生活常任委員会で、この件について正式に諮られるとのことでございます。この委員会中に、産業生活委員会常任委員会より正式に申し入れがこちらのほうにございましたら、申し入れがある可能性がありますので、あらかじめご了承願いたいと思います。そして、申し入れがありましたら、その時点で、改めてその申し入れを受けるかどうかを委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、所管事務調査についてでございますが、委員の皆様におかれましては、今定例月議会中に所管事務調査を行いたい事項はございませんか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

特にご提案がないようでございますので、今定例月議会中には行わないこととさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○ 樋口博己委員

今定例月議会、日程がタイトなのであれなんですけれども、たしか今年度の冒頭か何かで点字ブロックのことを少しどこかで議論したらどうかという、一般質問にもありましたので、ちょっとどこかで議題にのせていただけたらなと思います。

○ 荒木美幸委員長

わかりました。点字ブロック、健康福祉部ですね、これは。点字ブロックですので。障害者関係になるかなと思います、ですね。

所管事務調査というほどではないかもわかりませんが、確認をしたり、少し話をする時間ということでしょうか。

○ 樋口博己委員

総務ですか、所管は。

○ 荒木美幸委員長

都市整備。

○ 三平一良委員

この間の質問のときは都市整備部の答弁やった。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

障害福祉部の範疇での該当でよろしければ、少し健康福祉部の審議の最後ぐらいにそういった確認をさせていただくことが可能かと思いますが。所管事務調査というほどではないかもわかりませんが、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

そこまでいなくても、今それも議長おっしゃっていただいたとおり、健康福祉部の観点で少し議論をさせていただければなと思っています。

○ 荒木美幸委員長

では、ちょっと一旦預らせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

では、審査に移りたいと思いますが、本日取り扱う資料につきましては、全て会議用のシステムにアップロードをいたしております。各資料の大まかなシステムへの保存先につ

きましては、お手元の事項書の1番最後に掲載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

では、これより、こども未来部所管の議案について審査を行いますので、まず、部長より一言ご挨拶をよろしく願いをいたします。

○ 市川こども未来部長

皆様、おはようございます。

今回、こども未来部は、民生費に係る補正予算案、そして、議案聴取会の際にもご説明をさせていただきましたが、条例改正等の関係議案を5件上程しております。どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げて、そして、何とぞ議決賜りますようお願い申し上げます。

協議会につきましては、以前より教育民生常任委員会でもご指摘をいただいております。公立幼稚園の環境等の改善につきまして1本と、それから、幼保の公立幼稚園の適正配置、そして、子ども子育て支援事業計画の中間見直しについて3本またお願いしたいと思います。また後ほどになりますが、よろしくお願い申し上げます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第2項 児童福祉費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 荒木美幸委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につ

いて、議題といたします。

本日の進め方につきましては、先日の議案聴取会におきまして追加資料の請求があったものについて、その資料の説明を行っていただきまして、質疑に移ります。先般の議案聴取会におきまして資料請求のなかった事項につきましては、質疑より行いますので、よろしく願いをいたします。

では、議案第33号のうち、こども未来部に係る部分につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求がございましたので、資料の説明からお願いをしたいと思います。

○ **大西保育幼稚園課長**

保育幼稚園課長の大西でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど委員長からご説明がありましたように、先日の議案聴取会でご請求をいただきました件につきまして、説明をさせていただきます。

タブレットのほうでございますけれども、03教育民生常任委員会資料。

○ **小川政人委員**

ちょっと待って。

○ **荒木美幸委員長**

よろしいですか。

○ **大西保育幼稚園課長**

よろしいでしょうか。

○ **荒木美幸委員長**

はい、お願いいたします。

○ **大西保育幼稚園課長**

03教育民生常任委員会資料の12平成29年11月定例月議会の01こども未来部、予算分科会追加資料をお願いします。

よろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員長

はい、お願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

それでは、資料3ページをお開きください。

認定こども園整備事業についてでございます。こちらの資料につきましては、五つの項目で整理をさせていただいておりますが、加藤委員と樋口博己委員からご請求いただきました内容につきまして、まとめさせていただいております。

それでは、説明にまいります。

まず、1点目でございます。

1、保々地区のこども園再編に対する保護者や地域での説明、懇談の状況についてでございます。この件につきましては、去る6月の当委員会の協議会におきましても説明させていただいておりますが、資料でございますように、平成28年2月の保々地区連合自治会長会議におきましてを皮切りに、保々幼稚園、保々保育園の両園の保護者に説明会等を実施しまして、平成29年5月の保々地区自治会長会議におきまして、認定こども園化についてサインをいただき、先ほど申し上げましたが去る平成29年6月の当委員会の協議会においても、それまでの進捗状況につきましてご説明をさせていただいております。また、その折には、施設の改修に係る設計や工事の経費につきまして議会の承認を得た上で順次進めていきたいということで、ご協議いただいております。

その後ですけれども、認定こども園化。これにつきまして、この認定こども園化に向けてですけれども、保々地区内に設置されました保々地区認定こども園について考える会から要望書を受取り、認定こども園化に向けて、ソフト面あるいはハード面の個々の要望内容をいただいているところでございます。

そちらの内容につきましては下記に明記しておりますが、先月の保々地区認定こども園について考える会に対して、その要望内容について協議したところでございます。その項目といたしましても、その1から4、掲げてございますが、特に今回の補正予算に係る部分につきましては、4番、施設環境整備の部分でございますが、資料にもございますように、例えばですけれども、現存の施設の利用だが、新しいこども園としてスタートする希望を感じられる施設としてほしい、園舎をつなぐだけの施設改修などは認められない、あ

るいは一体化を感じられるような設計計画とし、といったなどの主な内容の要望をいただいております。その点も踏まえまして、今回の基本設計を行ってまいりたいと考えております。

次に、資料4ページをお願いします。

2項目目でございます。認定こども園化を判断した園児数のデータについてでございます。

公立幼稚園の適正化計画における対象園の基準といたしまして、年齢別、4歳、5歳児の年齢別の各園児数が18人未満で、混合クラスで園を運営している状況が3年間続いている公立幼稚園を対象としております。ちなみに、保々幼稚園の園児数の推移はごらんのとおりでございますけれども、また、参考といたしまして、過去10年間のゼロから5歳児の人口推移——これは保々地区のデータでございますが——ごらんのとおりでございます、この10年間で減少しており、例えばその数値でいきますと、平成20年度、こちらが502名で、29年度でありますと、ゼロから5歳児の計といたしまして361人で、141名減少しておりますという状況でございます。

なおですけれども、公立幼稚園につきましては、小学校のように指定の通園区域がなく、また、幼稚園や保育園は家庭の就労状況などにより保護者の選択で入園先も異なるため、園児の推移を見て判断をしておるところでございます。また、あわせまして、保々地区周辺において大規模な開発がないことにつきましては確認しております、大幅にふえていく要素はないと判断しております。

次に、3点目、遊戯室の代替でございます。

保々幼稚園の遊戯室は、当時4歳児、5歳児が各2クラス、140名相当の児童に対して設置されたものであるという点も考慮しまして、幼稚園の遊戯室の大きさを十分対応可能と考えております。

4点目でございます。スケジュールにつきましてでございます。

基本設計、実施設計、建築工事につきましては資料明記のとおりでございます、完成の供用開始といたしましては、設計に基づく工事内容により決定していくと考えております、現段階におきましては、早くとも32年4月以降となる見込みでございます。

最後でございます。施設整備に関する基本的な考え方についてでございます。

こちらの点につきましては、本市の総合計画の方針を基本としまして、既存施設を活用しながら、計画定員に基づき増改築を含めて、こども園化の整備を図っていくこととして

おります。

それでは、引き続きまして、資料5ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、幼稚園事務費事業費、保育所事務費事業費についてでございます。

それぞれにつきまして、処遇改善、こちらの内容につきまして、正規職員、臨時職員の対象職員の数などの資料でございます。

まず、5ページにつきましては、これは私立幼稚園の分でございます、子ども子育て支援新制度に移行した4園についてで整理をさせてもらっております。表の見方といたしましては、4園のところ、ナンバリングがしてある園ごとの整理でございます。例えばですけれども、ナンバー1、こちらの園でございましたら、資料にもございますように、正規の幼稚園教員は6名、事務員1名の計7名、臨時職員は資料のとおり幼稚園教員の3名、職員数は合わせて10名となりまして、処遇改善として一律2%の給付費、こちらの年額としましては104万3268円となり、職員1人当たりの処遇改善の月額といたしましては8694円となります。国の方針でいきますと、月額およそ6000円と言われておりますが、どの職員を対応するかにつきましては園に任せているため、表のような園ごとに異なっている状況でございます。

また、表の右側にいきまして、職務、職責に応じた処遇改善でございます、①のところでございますけれども、月額4万円、こちらにつきましては、おおむね7年以上となる職員でございますけれども、幼稚園の場合は主幹教諭等の処遇改善でございます、こちらにつきましては、施設職員のおおむね3分の1と示されておるところですので、このナンバー1の園でございますと、正規の幼稚園教員6名に対して2名を当てております。

また、②でございます。月額5000円、こちらにつきましてはおおむね3年以上で、例えば職務分野別リーダーといった職責の部分でございますけれども、職員はおおむね5分の1と示されている中、この園の場合は正規の幼稚園教員6名に対して1名を充てている現状でございます。

以上が5ページ、こちらが幼稚園でございます、めくっていただきまして、6ページが私立保育園の状況となっております。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

○ 山口こども未来課参事兼課長

こども未来課長の山口です。よろしくお願いいたします。

こども未来課からは、子どもと若者の居場所づくり事業の実施日についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、加納委員より債務負担行為追加分の説明資料において、勤労者市民交流センター北館で、毎月土日なら年間100日というのはちょっと少ないのではないかというご質問をいただいたものです。

資料につきましては、続きましての7ページをごらんください。

平成28年度の実績、それから平成29年度の実施経過、それから平成30年度の開催予定日を記載させていただいております。各年度とも年末年始の土日を休館とさせていただいております。また、天候の状況によりまして、子供の安全に配慮し、休館としております。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入らせていただきますが、まず、追加資料を含む予算から質疑をお受けしたいと思いますので、委員の皆様から挙手をお願いしたいと思います。

○ 加藤清助委員

追加資料を説明いただいておりますけれども、まず、認定こども園の整備事業費で説明をいただきまして、経過のところとか、そういうところもあつたんですけど、中段のところに、保々地区認定こども園について考える会からの要望書を受理したのはことしの6月でいうことで説明があつて、その下に、要望事項で1、2、3、4とあるんですけど、要望書そのものは委員会にも配付された経過があつたんでしたか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

要望書につきましては、6月の協議会の後でいただいておりますので、披露させていた

だくのはこの協議会が初めてでございます。

○ 加藤清助委員

要望書そのものの配付はされたのかということです。

○ 大西保育幼稚園課長

今回の資料において、要約部分を明記しておるといってございまして、要望書そのものはご提示していません。

○ 荒木美幸委員長

していませんね。

○ 加藤清助委員

なんで配付しないの。

○ 荒木美幸委員長

理由はありますか。

○ 大西保育幼稚園課長

今回の経緯のほうは先ほど説明したところでございまして、そのものは配付はしていませんけれども、主な要望事項として、ここで提示させてもらっています。

○ 荒木美幸委員長

なぜ配付しないのかというご質問なんです、してはいけないものではないですよ。

○ 大西保育幼稚園課長

いや、してはいけないものではございません。

○ 荒木美幸委員長

ですね。

○ 加藤清助委員

受理しておんのもんな。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、その要望書を配付を求めますか。

○ 加藤清助委員

求めます。

○ 荒木美幸委員長

用意できますでしょうか、保育園幼稚園課長。

○ 加藤清助委員

コピーしてきてください。

○ 大西保育幼稚園課長

ご用意させていただきます。

○ 荒木美幸委員長

後刻で結構ですから、お願いいたします。

○ 加藤清助委員

要望書そのものは後で拝見させていただくとして、このページに要望事項で項目四つ挙げて、四つ目の説明だけ、ぼっちで6点ぐらい書いてあるんですけど、1、3の要望は項目だけなもんで、要望書そのものが項目だけだったんかどうかはどうなんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

今回、3ページの資料で要求しているところは項目というところで、個々の項目は別途いただいております。

○ 加藤清助委員

だから、項目だけやったら、その項目について、地区の考える会の人がどういう要望内容でこの項目を挙げられたんかというのは、僕ら、もうこのまま通っていったら見れへんわね。

○ 大西保育幼稚園課長

それでは、済みません、私の説明が足らずのところ、まず……。

○ 加藤清助委員

いや、ちょっと待って。それ、後で配ってもらうもので、目を通させていただいた上で、中身の市のほうのこの要望を受けとめての見解なりを尋ねるけど、4番目だけは具体的に施設環境整備についての要望項目、記されてますやんか。この要望項目については説明はあったんだけど、結局この要望項目を全部受けとめて、この要望どおりに認定こども園化の施設条件の事業をしていきますよという市の受けとめなの。

○ 大西保育幼稚園課長

その要望項目につきましては、一つ一つ、要はうちのほうが、現段階ではございますけれども、内容を検討した上で現在の基本設計で要はしっかりとできるできないのところはしていくものにつきましては、今回の設計では挙げております。ただ、今の段階で、やはり、資料にもございますように、保々駐在所を移転しというところは、ちょうど現場のところ、幼稚園舎と保育園舎の真ん中に駐在所が存在しているという状況もございますので、こちらについては、すぐさま対応はできるといったところではないという判断でございますので、こちらについては具体的な回答はしておりません。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

この要望を出された会の方と11月に協議がされていますよね。そこで、さっき答弁いただいたような駐在所か何かの云々だとかも含めて、回答というか対応のことをお話しされて、あとはまだ、設計だとか改築だとかが始める関係で、まだ具体的な項目についての市

の返事というか回答というのは11月でもされていないということでもよろしいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

その点につきましては、例えば会のほうに対しては、一体化が感じられるような施設設計をとかいった内容をいただいております。こちらにつきましては、現保育園舎と幼稚園舎を生かしながら、認定こども園化の折には、一体化が感じられるような施設整備は進めてまいるといったところで回答をしております。

○ 加藤清助委員

だから、まだ全ての要望項目についてお答えをしたということではなくて、今、途中段階という理解でよろしいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

はい。今後設計を進めていく中で、要は項目についてはできるだけ配慮していくというところで回答しております。

○ 加藤清助委員

あと、4ページのほうにも、いろいろ現況の子供の人数だとか将来推計もありました。参考は過去10年間だな。今後もということで、大規模開発ないから大幅にふえていく要素はないという判断のもとで記されていますが、僕、前回るとき、予定スケジュールはあるけど、供用開始はということで書いてもらっているけど、認定こども園としてスタートするのが供用開始の平成32年4月以降という受けとめでよろしいの。決まってないの。

○ 大西保育幼稚園課長

供用開始イコール認定こども園と認定されるということで、現段階では平成32年4月以降として考えております。

○ 加藤清助委員

最短でいけば平成32年の4月1日。学期があるから、平成32年の4月1日から認定こども園化するというのも範疇にあるということでもよろしいんですね。

○ 大西保育幼稚園課長

はい、その理解でございます。

○ 加藤清助委員

とりあえずいいです。

○ 荒木美幸委員長

では、この認定こども園事業につきまして、他の委員からご質疑がございましたら、お受けしたいと思います。

○ 樋口博己委員

先ほど加藤委員が請求されました資料はいつ出ますか。その資料見ないと質疑ができないのかなと思うんです。

○ 加藤清助委員

コピーするだけやろう。しとらへんの。

○ 荒木美幸委員長

今、まだ準備にはかかってはいないですね。

では、今から、申しわけありませんが、ちょっと準備に入ってください、他の項目の質疑を先に進めてまいりますので、よろしいでしょうね。なるべく申しわけございませんが、早くご用意していただければ助かります。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

では、他の項目のほうでさせていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員長

お願いします。

○ 加納康樹委員

追加でご説明いただいた子どもと若者の居場所づくり事業の実施日についてということで、ごく簡潔にご説明はいただいたんですけど、コピーの都合もあるので、ちょっとしばらく粘ってしゃべりたいと思いますが……。

○ 樋口博己委員

加納さん、僕もあります。

○ 加納康樹委員

あるの。

○ 加藤清助委員

ほかもあるでいい。

○ 加納康樹委員

じゃ、とりあえず、まずご説明いただきたいのが、総合会館の36日というのはきっちりとしているのに、何で勤労者・市民交流センターの実施日というのは曖昧な形での——債務負担行為の限度額とはちょっと違うのかもしれませんが——アバウトな日数提示で行われていたのか、私もちょっと教育民生常任委員会を離れて久しいんですけど、過去においてもこんな100日というざっくりとしたような説明しかなかったのか、その辺を再度ご説明ください。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

青少年育成室、小林です。

この日にちについては、もう100日ということで、そこにもありますように、いろいろ雪とか台風のために暴風警報等が出ていけば、それとか、その他のここに来ていただけるような状況が難しい場合には、もうその日は中止ということで、それはしていただいて結構ですということでお伝えしてあります。

その結果、そこにありますように、103日、102日というような日にちにはあるんですけど

れども、休みになる日もあるということで、あと、数日プラスになることも結果論としてあるんですが、もうそれについてはお休みいただいても結構ですということを伝えてあります。

ただ、こちらのほうの委託を受けていただいているところの善意というような状況の中で、それはまた期待しておる子もいるから、それについては、状況によっては開かせていただきますというような形で、今運営しているというのが現状です。

○ 加納康樹委員

そもそも、委託をしている、本当は予算的にというのか、債務負担で100日のところを善意でここ二、三年見ても102日、103日ということで、2日、3日プラスアルファで開催をしていただいているという、そういうのって善意でしていただいているから甘えていいという、そういうものなんですか。

○ 小林子ども未来課副参事兼青少年育成室長

その辺については、甘えてええかどうかというようなあたりについては、今後、例えば28年度であれば、1月14、15日、ここが雪のために短縮ということで、午前中等で終わっているというのが現状で、時間で考えますと101日とかになります。ということは、28年度は1日余分にさせていただいたということになるかと思えます。この辺については、今のところ、今言わせていただいたご善意でというようなことをご説明させていただきましたが、できるだけお休みしていただいて100日というような数字できるように、今後改めさせていただきます。

○ 加納康樹委員

だから、債務負担行為というところと、この実施日というのは若干違うと思うんですけど、でも債務負担行為のところでは示されている数字ということで私たちが考えれば、債務負担行為を出すのは限度額、アッパーの額が示されているはず。それに付随する開催日数と考えると、債務負担行為というところで説明される数字が平気で超えて出てくるというのって、やっぱりおかしいような気がするんですけど、その辺の考え方の整理をご説明いただきたいんですけど。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

今、具体的にちょっと説明というところ難しい部分もありまして、実は100日というような中で、状況によっては警報がたくさん出た場合には減るという場合もあります。これについては、無理に平日に開催するということはお願いしておりません。しかし、やっぱり日にちが今超えて、それがお願い、善意でというので1日か2日かというようなあたりで甘く見ていた部分については今後改めさせていただこうと思います。

以上です。

○ 加納康樹委員

ぜひ債務負担のところ出てくる数字として、超えてくるというところの整理はしてほしいというのが一つと、それと、私が求めるのはそっちではなくて、ここで債務負担行為で示されている日数が、そもそも100日というのがおかしいんじゃないのか、104日もしくは102日で提示してくればいいのに、何で100日で提示してくるのかというのがよくわからないんですけど。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

実質102日あるというような中で、例えば平成28年であれば、1月14、15日はお休みと。そのほかにも、先ほどご説明させていただいたように、天候の状況によればお休みというようにこともやむを得ないということで、2日余分を見てあるというのが今の現状で、それについては、実質余分というのを見る部分については、実際、年度の終わりでそれが超えてくるようであれば見直していくということが必要なのかなと、今、お話を聞かせていただきまして改善していきたいと考えます。

○ 加納康樹委員

というところ、次年度、これが示されるタイミングでは、開催日100日ではなくて、102日なり104日なりとお示しをいただける修正が行えるというのか、それも検討していただけるということでしょうか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

これについては、今現在、予算等については100日のほうで計算をさせていただいてお

ります。ですので、やっぱり臨時ということで休みが年度内の中であった場合には100日で調整するというようなことを考える中で、100日で、もしも年度末で超えていく中では、年度末で調整というようなことが妥当かなと考えます。

○ 加納康樹委員

100日で予算であれば、結果、102、103日をお願いするのは、やっぱりそうなると思えるんじゃないかと、補正で上げてくるとか、そっちのほうで理論的にならないんですか。何かちょっとよくわかんなくなってきたんですけど。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

例えば、29年度であれば103日というような、全部日にちを計算するならば103日になります。その中で、現に10月22日は台風のために閉館というような形で1日、丸1日ではございませんが、時間については休館にさせていただいたという中で、その全部を入れても休館になる場合もあると思うんです。そういう中で、103日という中で、今年度は日にちはあるんですが、その中で100日で調整していただくというような形がいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

ぜひ、させていただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

部長、ぜひお願いします。

○ 市川こども未来部長

ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

業務委託ということで、仕様があり、その仕様によって、うちのほうは大体これだけかかるだろうという積算のもと、委託金額は決定しております。

先ほど室長のほうからあった102日をとというのは、多分人件費の部分の意味合いだと思

うんですけれども、人件費単価もその日に出ていただく方によって違う、うちはモデル単価みたいなもので計算をしておりますけれども、若干、事業全体の委託として委託事業費というのは決めております。この100日という定義につきましては、基本、年末年始の土日を除いて毎週開催しますという仕様になっていけば問題がないわけです。100日、36日という、この年間の開催日定義を、毎週土日、そして毎月第1、2、3日曜日という仕様にさせていただいて、なおかつ、災害等、先ほど室長からもありましたけれども災害が予想される場合とか、そういうときは臨時に休館する場合もあるという仕様で、もしこちらのほうが委託をするのであれば、課題の整理はできるのかなと思いますので、そのあたりに問題点があるのであれば改善をさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 加納康樹委員

なので、別にカレンダーを見ればわかるので、別にいつも100日で提示するんじゃなくて、カレンダー見て、マックスは曜日回りでいくと104日もあり得ると思うので、その年度年度で、きちっとした数字で提示してもらえばいいような気がしているんですけど、そうはならんもんなんですか。

○ 市川こども未来部長

これ、2カ年で債務負担を組んでおります。29年度から平成30年度までということになります。委託のやり方っていろいろあると思うんです。3カ年でお願いする場合がありますし、単年度で債務負担を組んでいく場合があります。この居場所づくりにつきましては、これまでも単年度できております。ですので、加納委員がおっしゃるように、カレンダーをめくれば実際にカウントすれば、これは可能ではございます。ただ、そういうやり方で毎年、金額の微調整をするのがいいのか、それとも人件費を乗せていく考え方で、例えば2%の改善と、今回処遇改善やられておりますけれども、そういったものを反映する金額としてやっていったらいいのかというのは、ちょっと精査をさせていただきたいなと思います、今後のあり方につきましては。

○ 加納康樹委員

2%の改善云々も当然してあげたいところですけど、ちょっと若干話が飛んじゃうんで

すけど、その2%改善とはいうものの、年間2日、委託先に甘えて開催をお願いしておるようじゃ、そんなものぶっ飛ぶという感覚になるんですけど、やっぱりきちんとするところはしておいたほうがいいように私は思うんですが、どんなもんなんですか。

○ 市川こども未来部長

先ほど申しましたように、日数のカウントを年間100日と決めるのではなくて、基本的に年末年始の土日を除いて開催していただくということで日数カウントをし、積み上げをしていく、これが正当かと思しますので、そのように改めさせていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員長

加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

もう結構です。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

関連して。

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、債務負担行為やで、別に全部使わなあかんことはないんやで、初めから見ておけばいいことで、余ったら余っておけばいいわけやろうに、何で全部予定どおりやったら金が足らんなるような債務負担をするのか、そこのがおかしいんと違う。だから、もう出してきたで直したくないわという世界の話かようわからんけれども、債務負担行為の金額さえ変えれば済む話の世界なんかな。加納さんの言うように、ここでいくと102日か、102日分見た債務負担行為をすればいいので、もし2日なり3日なり、休みがあったら、それは減額できるような仕組みに契約はなっておるんと思うけれども、そういう債務負担行為という考え方でいくと、金額はもっと上げるべきなんと違うかな。無駄遣いせいと言っておらへん。

○ 市川子ども未来部長

小川委員のおっしゃるとおり、正当な積算をしていく、これはもう債務負担行為を組む際に、こちらとしてもきっちりやっていくべきことだというふうに思います。今回の405万7000円で、足らず米が生じるというようなことがもしあるとしましたら、これは修正をしなければいけないと思いますが、先ほど申し上げましたように、事業目的を達成していただく仕様書の中身を達成していただければ、この委託でいけるということですので、そのあたりにつきましては、うちのほうも中身の精査をさせていただきたいと思います。

○ 小川政人委員

予定日があって、それで全部やったら足らん。中には天候不順で休むときもあるから、そんでええんやわという話にはならんもんで、きちっと予定日を立てたら予定日どおりやるということの中の債務負担行為でないと、休館日が出ますから少な目にしておるんですわという話にはならんと思うもんで、そこはきちっとふやしておくべきと僕は思うよね。だから、そこをきちっとしやんと、いや、来年度からするといったら、ことしの債務負担行為のやり方はまずかったんかという話になるので、それは違うんと違う。

○ 市川子ども未来部長

現状の仕様書は100日年間実施という仕様になっております。ですから、加納委員がおっしゃった、そもそも100日というカウントがおかしいんと違うということ、その仕様書からという話になってしまいますので、今回はもう仕様書どおり100日の開催ということで、平成30年度はいつていただきたいと思います。ただ、平成31年度予算を組むときには、先ほど加納委員、小川委員からご指摘があった部分についても考慮をし、どのやり方が一番利用者の方に混乱なく利用していただけるか、そういったこともあわせて、仕様書の見直しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 小川政人委員

しつこくなるけど、違うやん。きちっと積算をして、来年度からするということは、ことしはもう出してしもうたんで、来年度は直せますわという。別にまだこれ、債務負担行

為認めておらへんのやで、そこで直してもいいわけやで。あなたが31年度からやりたいというんやったら、平成30年度からやったらええやん。そこを言ってんねん。だから、債務負担行為って予算書関係あらへんで、別段、いや、ここで増額しますわというだけでもいい話の世界やんな。実質、金は動かへんのやで。そうやろう。そうしたら、あなた方が、いや、もう、このやり方で平成31年度も正しいんですわというんならええけど、平成31年度は直しますわというたら、そんなもん、平成31年度見直すまでに30年度見直したほうがいいのと違うという、そういうこと。

○ 荒木美幸委員長

部長、今の段階で、仕様書とかということをさわることができるのかどうか、仕組み的に、その辺が少しわからないですか。

○ 市川こども未来部長

こういう、いわゆる4月1日から始まる事業の委託でございますので、今の時期にゼロ債務という形でこの債務負担行為を上げさせていただいている。今から仕様書の見直しから再度またプレゼンをしていただいて、そして委託先を選定するという事は、もう日程的には不可能でございますので、平成30年度の事業実施につきましては、もうこのままやらざるを得ないというふうに思います。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

違うと思うんやけど。事業をやるやらんは別として、債務負担行為の考え方として、一番後で足らんようになるような債務負担行為ならやめておけさと言っておるんや。事業するせんは別として、そうしたら、これは初めから100日にして、消せばええやん、2日、どこを休むかって。

簡単に言うけど、子どもと若者の居場所づくりというのは子供たちに対するサービス事業やろう。それを簡単に、いや、もう債務負担行為が足らんでやめますという話にはなら

へんもんで、こういうカレンダーが出てきたら、カレンダーにあわせて仕様書もつくって、それから金額も足らなくなるようにしておくというのが普通と違うかな。

もう、あんたら、債務負担行為を通してほしいで、直したくないで、きばるといふんやったらきばったらええけれども。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、ありがとうございます。

ご意見として承りたいと思いますが、今、部長からお話がありましたように、来年度の4月1日からスタートをしようと思いますと、今の段階で認めて、この委員会としては。そして、ゼロ債務としてスタートをして、4月からのスタートというようにしていかないと、やはりサービス提供のほうにも支障があるということで、当局が出してきているのではないかと思いますけれども、皆様からいろいろご意見をいただく中で、当局のほうも、来年度はこのままの仕様でいくけれども、皆様のご意見を反映させていただいて、どういった方法がいいのかというのを精査しながら来年度に向けていきたいという答弁があったように思いますけれども、難しいでしょうか。

○ 小川政人委員

委員長、それは仕切り過ぎや。委員長の主観をそこで言ったらあかんわ。これは議論しておんのやで、みんなでな。だから、委員長はそういう誘導をしたら話にならんで。きちっと議論しておんのやで、答弁求めておんのやで、答弁してくれたらええやん。

○ 市川こども未来部長

平成30年度の実施日予定、これが102日で出ているというところが問題だと思います。これを100日にあわせさせていただきます。これについては、まだ利用者の方には周知をしておりませんので、どこを削るかということについては、委託先とも協議し、利用者に迷惑がかからないよう、100日でやらせていただきたいと思います。

以上です。

○ 小川政人委員

じゃ、カレンダーが間違っておったということでええんやな。

ただ、これ、その部分、勝手に直していくと、子供たちに対するサービス分が2日なくなるんやぞ。そのこともよく考えてやらんとあかんよ。子供たちのサービスを減少させてというのは市長の方針と合わんで、子育て何とかって言うてるんやで。そのこともよく考えたらあかんわ。100日というんやったら、もうそれでいいけど。

○ 荒木美幸委員長

他に、これについてございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、資料の準備をしていただけたようですので、先ほどの認定こども園の議論を続けていきたいと思いますが、当局、よろしいでしょうか、お配りいただいて。

○ 加藤清助委員

配っている間にもうちょっと確認したいんだけど、地元の要望項目は後で配られるけど、見ている限りでは、園舎をつなぐだけの施設改修では認められないというふうに出ておるんやけど、地元から要望は出ておって、それで協議も詰めておるけど、その認定こども園化で一体感があるような幼保の施設改修をして、平成32年の4月、最短で認定こども園化するという合意形成はできているということでもいいの、僕らが受けとめるのは。

○ 大西保育幼稚園課長

要は、今回の要望につきましては、個々の内容でハード面、ソフト面について要望をいただいておりますので、あくまでも予定スケジュールは明記させてもらったとおりで進めていきたいと考えております。

○ 加藤清助委員

では、要望の項目にも職員室だとか、僕もこの前、保育園の遊戯室、撤去して大丈夫なんと聞いたら、きょうの資料でも十分対応できるというふうには言ってみえるんやけど、その根拠がどうなんかなと思いつつ、当然、保育幼稚園施設は施設面積基準が定められ

ているし、一方で、総合計画に基づくということがどこかにうたわれておって——4ページやな、きょうの——最後の施設整備に関する基本的な考え方については、総合計画の方針を基本とし、既存施設を活用しながら計画定員に基づき増改築でというふうにあるんやけど、この計画定員を見たら、前の資料で配られていて、すごい定員数やったんやわな。今の幼稚園が8人、14人で22人でしょう。保育園が全部合わせると何人になんのやろう、20、25、18、16、12、8人で、じゃ、計画定員はなんぼやといたら60、60、25、20、16、9人で、僕はそんな資料はその地域には、さっき言っておったことと相反する計画定員数やで、計画定員に基づき増改築をやるってなったらえらいことになるなと思うんやけど、これ、整合性とれるの。

○ 大西保育幼稚園課長

総合計画に基づく方針につきましては、要は既存施設のストックを利用していくということで、今回の保々地区につきましては、現保育園舎、現幼稚園舎を利用していくというところで考えております。

そして、加藤委員のほうから、こども園化に当たって利用定員のほうが大きくなるじゃないかというところの点につきましては、例えば職員につきましても、両園舎にそれぞれ職員室がございますけれども、こども園化になることによって合同の職員室が必要となってくるということで、そのあたりも含め、そして、かつ、給食室、こちらにつきましても定員がふえることによって拡大が必要になってくるという点も踏まえまして、今回、基本設計で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

僕が聞いたのは、総合計画に基づく定員数が、前回の資料でさっき言った数字で200人ぐらいの定数になるでしょう、合算すると。それに基づき施設改修していくというたら、えらいことになるなと思うんやけど。それと現況の地域の保育ニーズと妥当な定員数というのはそごがあるんじゃないのかなというふうに僕は思うんやけど、そうじゃないの。

○ 大西保育幼稚園課長

こども園化に当たっては、幼稚園利用者、保育園利用者、認定につきましては、教育認

定、保育認定が合わさったところでの利用定員と踏んでおりまして、現段階におきましては、保々地区のこども園化については前回お示ししたとおりのところで、4、5歳につきましても60人という数字で計画をしております。

○ 加藤清助委員

そういう計画でやっていくというんだったら、そういう施設改修になるんだと思うけど、債務負担で目的は今年度中に基本設計に着手するためという目的なんだけど、そういう改築をやっていく事業費の概算というのはどれぐらいをもってやろうとしておるんか。

○ 大西保育幼稚園課長

事業費の概算につきましても、あくまでも先ほど申し上げた施設方針、施設の整備の考え方に基づいて、基本設計をもとにその概算は把握していきたいと考えております。

○ 加藤清助委員

ちょっと戻るけど、その面積の十分対応できるという根拠のところやけど、遊戯室を撤去しても――幼稚園のほうの遊戯室やったかな、職員室も今2階にあるんですね、幼稚園のは――それを多分1階に下ろしてくると思うんやけど、そうすると全体の遊戯室のスペースが法令か基準で定められている子供1人当たりの面積だとか、そういうのはちゃんとカバーできるという理解でよろしいんですか、今後設計していく上で。

○ 大西保育幼稚園課長

遊戯室の面積は足りるのかということにつきまして、こども園化に当たりまして、その設置基準、確かにございまして、遊戯室につきましては、保育室または遊戯室で1.98で、満2歳以上、いわゆる1歳児以上の園児数を総じた面積ということでございまして、その点に踏まえまして、要は計画の利用定員の数も数値も考慮した上で面積基準はクリアしていると考えております。

○ 加藤清助委員

終わります。

○ 荒木美幸委員長

今、要望書をお配りいただきましたけれども、目をお通しいただきまして、質疑がございましたらお受けしたいと思います。

○ 樋口博己委員

この要望書を受理されて、内容は把握されたと思うんですけれども、これに対してどう回答するかというのは、基本設計をまとめてから正式な回答をされるのか、それとも、どのタイミングで正式な回答というか、されるんでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

資料の経過のほうにもございますけれども、11月の段階で、この要望書の内容に対して、一度、この要望書のほうをいただいた考える会と協議の場をもっております。ハードのところにつきましては先ほど申し上げたところで、要は詳細の部分につきましては、今後設計を進めていく中でという回答もさせておりますけれども、あと、ソフトの部分、例えばこども園のビジョンとかいったことの部分につきましては、現時点での市の計画を回答させてもらっております。

○ 加藤清助委員

回答書もつけたらええやん。

○ 樋口博己委員

そうですね。その回答書をまた資料で、後でいいですけども。11月に協議されたときにおおむねご了解いただいたということなのか、また改めて意見が出たのか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

そのソフト面のところにつきましては、現段階のこども園に対する市の方針、こちらについては話し合いをさせていただきました。地元からは、当然、保々地区の歴史的経緯も踏まえて、きちっとこども園化については討論して行ってほしいといった改めてのご意見をいただいております。そして、ハードの点につきましては、具体的なところにつきまし

では、現段階の状況はわかったというところで、今後につきましては設計の中でというところで説明をさせていただいたところでございます。

○ 樋口博己委員

それは、おおむねこの要望が通るといふふうを受けとめてみえるのか、行政としてこの要望をおおむね実現するという意味なのか。追加資料で出していただいた5枚目は、既存施設を活用しながら計画定員に基づき増改築を含めてこども園化の整備を図っていくという、ピンキリなんですよね、この表現やと。何でもできる、何にもせんという、どちらでもとれるんですけど、その辺はどういうやりとりやったんですか。

○ 市川こども未来部長

この11月の説明会につきましては、私も行って、私のほうから説明をさせていただきました。

ソフト面につきましても、ご要望の中でできないこともございます。例えば3歳児の教育認定の子を受け入れてほしいというご要望もありましたが、これについては、過去に議会のほうで、公立の幼稚園において3歳児保育の試行をしておりました際に、延長が否定をされております。これは議会の決定が重いということで、うちはできないということでご返事をさせていただきました。そのほかにも、先ほど樋口委員からありました施設の環境整備についても、議場でもお答えしたところがございますけれども、基本、現状の施設を使いつつ、必要な施設基準とか、あるいは低年齢児の保育の数をふやすとか、そういったことに対応するための必要最低限の増改築は行うということで考えております。給食においても、幼稚園籍の子が入ることによって提供食数がふえますので、これも基準に基づいて増改築が必要な部分については増改築をさせていただくということになります。

○ 樋口博己委員

その人的配置なんかは、園長は1人になると思いますけど、現在だと同じ保育士、教員に関しては現在と同じ数を確保されたいとか、どちらかという増員を要望はされてみえるんですけど、この辺の考え方はどうなんですか。

○ 市川こども未来部長

これについてもお答えさせていただきましたが、現在の幼稚園教員の数と保育園教員の数を足した数が新しいこども園の教員の数になるということはないです。これは、何歳児、何歳児ごとに何人入るかによって、当然保育教諭の数というのは決まってまいりますし、そのほかにも特別な支援が必要なお子さん、この数によって、例えば1対1対応が必要なお子さんもおりますし、2対1の方もいます。そういった、どんな発達に課題があるお子さんがみえるかによっても保育教諭の数は違ってまいりますので、これは、それを担保、今の数を全員担保することはできないということでお答えをしております。

ただ、保々につきましては、幼稚園も保育園も人権園としての歩みをこれまで進めてきております。そのためには、人権の推進の職員がついております。これについては、現在の数を維持しますということでお答えをさせていただきました。

○ 樋口博己委員

そうすると、人的配置については、新たなこども園の園児の数に応じた現在の市の協定や考え方のもので配置すると。これがふえるのかふえないかについては、園児の数、園児のそれぞれの子供の状態、年齢に応じて、ルールのもとにやると。そうすると、この辺に関しては、地元の方はご納得いただいたということなんですか。

○ 市川こども未来部長

これについては、必要にして十分な保育教諭の配置をしていくということでご理解いただいたと思います。ですから、今の数が基準になるのではなく、これから入園してくる園児の数が基本になるというところは地元もご理解いただいたと思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、施設整備については、例えば移転、整備工事中に、この施設整備の一番最後に、平成30年度に保育園が小学校を借りることになった場合というところもあるんですけども、これは現実にその予定なんですか。そうなった場合、体格に合わないトイレ、水回りに対応というのは、これ、可能なんでしょうか、空調も含めて。

○ 市川こども未来部長

これまでも、アセットマネジメントで園舎の大規模改修を行う際には、小学校の夏休み

中に小学校の教室等々をお借りしまして保育の継続をしております。保育園は改修をするからといって休園をすることはできませんので、そういったあたりは工夫をしていかなければならないと思っておりますが、現状のところ、今年度も小学校をお借りしてアセットをした例がございますが、支障なく行われておりますので、その点をご心配要らないかなというふうに思います。

ただ、1点、うちのほうで現状で懸念しておりますのが給食室の改修の部分です。これは結構時間がかかるのかなと、給食室をいろいろ場合は。このあたり、もうちょっとまた技術職員とも協議をしながら保育の継続に支障のない方法をとっていきたいということで、今、検討をしているところでございます。

○ 樋口博己委員

今まで問題なく対応できているということなんですけれども、今回は幼稚園、保育園がこども園になるのであれですけど、空調関係とかいろいろ園によっては課題もあるかと思っておりますので、丁寧な対応と地元への説明をお願いしたいなと思っております。

特に施設整備に関してはこれからもどんどん続いていくと思っておりますので、いろんなことを含めて、地元とはしっかりと、納得まではいかない場合もたくさんあるかもわかりませんが丁寧な説明と真摯な対応でご理解を少しでもいただけるような対応をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

まだ質疑が続くかと思っておりますが、1時間以上たちましたので、ここで……。

○ 加藤清助委員

ちょっと確認やけど。

さっき樋口委員って、回答文書をとって求めました。

○ 荒木美幸委員長

はい。

○ 加藤清助委員

一緒に配りゃええのになと思ったんやけど、これ、配ってもらったけど、どこからいつ出た文書かもあらへんもんで、誰に宛てた文書かもさっぱり。だから、せっかく配って僕らが議論する過程の公の場所での公議の文書でしょう。だから、それはちゃんとしてほしいな、回答書も。

○ 荒木美幸委員長

では、かがみと、それから回答書もつけて資料を準備していただきますので、加藤委員、少しお時間、よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

いいですよ。

○ 荒木美幸委員長

では、ここで一旦休憩に……。

○ 小川政人委員

もう一つ。

○ 荒木美幸委員長

どうぞ。

○ 小川政人委員

さっき議会在ソフトの面で議会を含めたということやったんやけど、その決めた決定の議案か何かあるんやろうと思うで、議会で決めたというんやで、議会で何か条例か何かで変えたんやろうと思う、その辺。

○ 市川こども未来部長

平成7年から平成13年まで試行を継続しておりまして、平成13年6月議会において、住民の方から試行の継続ということを求める請願が出されております。その請願が議会にお

いて否決をされている、継続がされなかったということでございます。

○ 小川政人委員

規則じゃない、請願を否決しただけの話な。だから、その請願文書を見せてくれる。だんだんこども園がふえていくと思うもので、もしニーズがあれば柔軟に対応していかなあかるところもあるもので、1回決定したらもうそれに決まりやという話ではないと思うので、一遍、そのときの請願文書を後でいいで貰えますか。

○ 市川こども未来部長

議決までにとということでしょうか。

○ 小川政人委員

いや、これ、議決に関係あらへんでええ。

○ 市川こども未来部長

わかりました。

○ 荒木美幸委員長

後刻ということよろしいですか、それは。

○ 市川こども未来部長

はい。

○ 小川政人委員

これ、あれやあろう。予算の話やろう。ただ単に設計書の債務負担行為だけやろう。

○ 荒木美幸委員長

では、ここで一旦休憩に入らせていただきます。では、25分から再開いたします。

11:15 休憩

○ 荒木美幸委員長

では、休憩前に引き続きまして、質疑を続けたいと思います。

今、皆様のお手元に、先ほどご要請がありました要望書のかがみでございます。委員の皆様にはそのまま提出をさせていただきましたが、個人情報ということもありまして、傍聴の皆様には申しわけございません、お名前を伏せさせていただいておりますので、ご了承くださいたいと思います。

そして、回答書ということで用意をしていただきました。

では、この資料に目をお通しいただきました上で、ご質疑のある方、お受けをしたいと思っております。

○ 荻須智之委員

ちょっと簡単なことを。

済みません、この経緯の中で、塩浜みどり園の見学会を実施というのが28年10月になされているんですけど、そのときにもうこの保々地区認定こども園について考える会があったのか、この方たちが全員見学に行ってみえるのかというのだけ、ちょっと確認させていただけたらと思います。

○ 荒木美幸委員長

はい、その件の確認。

○ 大西保育幼稚園課長

その時点では、この考える会はまだございませんでした。塩浜こども園については、保護者を中心に見に行くのはどうかといったことで、参加を促したところでございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

済みません、保護者の方が行っていたというのであれば納得します。ありが

とうございます。

○ 荒木美幸委員長

それでは、他にご質疑がございます方は挙手にてお願いします。

○ 加藤清助委員

さっきも聞いたんやけど、事業費の概算はって聞いて、出ませんということで、基本設計を始める。いつ出るのかというのは聞き漏らしたけど、でもほかの債務負担行為のこういう類いのものは、債務負担行為をやるときは事業費の概算は持っていないのか示さないのかどっちかわかんないけど、例えば認定こども園で同じでいったら橋北なんかもやったわね。ほかにもいろいろ類いのものはあると思うけど、そういうのは債務負担行為の基本設計、実施設計、基本設計の設計に着手するための限度額の瞬間のときには、そういう行政は対応でこれまでもしてきているということなのか、いうたら、100万円なんか1000万円なんか1億円かかるんかもわからんけど、ともかく基本設計しますわということの限度額なんですか。

○ 小川政人委員

そんでええのと違う。

○ 加藤清助委員

そんでええの。

○ 小川政人委員

基本設計の債務負担行為……。全体の債務負担行為じゃないもんで。

○ 加藤清助委員

概算はわからんけれどもということでええの。

○ 小川政人委員

全体をという話じゃないもんで。

○ 加藤清助委員

もちろん、金額はね。

○ 荒木美幸委員長

当局、それでよろしいでしょうか。

○ 市川こども未来部長

私どもも、基本設計をすることによって全体額が把握できるというふうに考えておりますので、申しわけありませんが、現状では設計の金額しか示せておりません。

○ 荒木美幸委員長

他にございますでしょうか。

少しお時間必要でしょうか、皆様、目を通していただくのに。

少しお待ちをします。

○ 樋口博己委員

じゃ、違うのを。

○ 荒木美幸委員長

はい、樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

処遇改善の表を出していただきまして、ありがとうございます。

全職員が一律の分はいいんですけど、主任クラスの4万円というあれですけど、これ、この表を見ると4万円の人が3人とか2人とかなくなってしまっていて、これ、実態は4万円の人が2人いて、上がらない人が2人、3人いるのではなくて、4万円の人が1人いて、3万円の人が1人して、2万円の人が1人いて、1万円の人が1人いるというのが実態だと思うんですけど、その辺は把握されていますか。要するに、園長の采配で4万円じゃないといけないよというふうになって、上限が4万円だと思いますけど、その辺の采配のことは

把握していますか。

○ 荒木美幸委員長

その点の実態について。

○ 大西保育幼稚園課長

そのあたりにつきましては、園の裁量ということで実施してもらっております。

○ 樋口博己委員

その辺の実態を知りたかったんです、資料としては。

○ 加藤清助委員

そういうことやんな。

○ 樋口博己委員

ええ。

もう一ついうと、4万円、月に上がりますよね。これは国から市へきて、経由して園にいきます。それで保育士さんにいきます。それは保育士さん、いい話ですよ。4万円上がると社会保険料のランクが上がりますよね。それは労使折半で、本人負担はそれはいいですわね、給料上がったので。園側としては、労使折半の半分は、それはどこからくるのか、どこから手当てされているのか、その辺はどうなんですか。

○ 田宮保育幼稚園課副参事兼課長補佐

そのとおりで、4万円を保育士さんにお渡ししようとする、それ以上の経費がかかるということで、いわゆるこれは公定価格で幾らになるかと決められておまして、4万円以上の金額を園側にはお渡しする、その社会保険料とかも含めた計算で国は提示してきていただいている条項でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今言った4万円の人、3万5000円の人とか、いろんなそれを全部実態把握

して積み上げて、国からそういう社会保険料、労使折半の部分もそれをされようとするとなら全部把握せなあかんと思うんですけど、それはちゃんと把握してみえるということではないですか。

○ 田宮保育幼稚園課副参事兼課長補佐

国からの指示では基本的に何人か書いてある、この半分以内は確実に4万円をつけなさいと。それ以外の部分を何人につけてもいいという形になっています。その中でこういうふうな当然加算の申請の中に当たりましては、どういう人をリーダー格で1人つける、この人を何人つけるかと、幾らの部分を何人につけるかという申請を出してきております。市独自で最終的にはそれを誰につけたかというのは、名前も出していただいて、これは県には報告しませんが名前も出してきていただいて、給料明細と給料台帳というか、そういうものをつき合わせて、確実に出ていくかどうかは確認させていただく手続になっております。

○ 樋口博己委員

わかりました。それは最終的に確認してきちっと手当てしますということですね。

あと、派遣の保育士さんがいる場合があると思うんですけど、これは市としては、余り関与しないことなのかもわかんないですけど、派遣会社はどれもよくわからないから、面倒くさいから要らないよという声もあるようなんですけど、その辺の声は聞いていますか。

○ 荒木美幸委員長

その辺の実情について、もしお答えいただけるのであれば、岡田さんでよろしいですか。

○ 木塚保育幼稚園課管理係主幹

保育幼稚園課の木塚でございます。

○ 荒木美幸委員長

失礼しました。木塚さん、よろしく申し上げます。

○ 木塚保育幼稚園課管理係主幹

派遣職員につきましては、今回の国の指針としては対象とするようにというふうに出ています。各園から、派遣会社からの登録の保育士さんを使っているところにつきましては、そちらの方を対象にするということで報告いただいている園、全てではございませんが、それは聞いております、こちらのほうで把握はしております。ちょっとその辺を結果的にどのようにお給料に乗せていくかというところまで、現状ではちょっと把握はしていませんが、最終の報告では、先ほど田宮が申し上げたように確認はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員

どうアプローチするといいいのかわかんないんですけど、派遣会社は別に保育士だけではないと思うので、専門ではないので、なかなかシステムの制度がわからんようなんですよ。だから、そんなことはやりたくないというような、どちらかというね。保育園としても、派遣会社に待遇改善の給料として支払うので、派遣の保育士さんに直接払うことはできませんから、ちょっとその辺、よく実態を把握いただいて、適切に保育士さん本人に、待遇が改善できるようにアドバイスなり何なりのちょっと工夫をいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

あともう一つ、研修が必要だと思うんですけど、この研修が、県が主体でやるということになっていまして、まだなかなか県も示していないということで、これ、県の責任なんですけど、例えば四日市でもいろんな研修していますので、市のほうから県と協議いただいて、市のやっている研修で、それをカバーできないかとか、そんな協議とかはやってみるんでしょうか。

○ 市川こども未来部長

この研修の件につきましては、県の子ども・子育て会議の場でも、私立幼稚園さんとか、あるいは保育園さんのほうから、なかなか研修、まとまった日にまとまった時間に行かせるのが難しいので、例えば協会が主催でやる研修会であったり、あるいは各市がやっている研修会であったりの巻きかえができないかというようなお話はあり、県のほうも、それは検討しますというような回答を得ております。結果どうなったかということについては、まだこちらのほうには連絡がないのでわかりませんが、県のほうでもご検討いただい

るというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

ぜひとも、改めて確認いただくとともに、強く要望いただきたいと思います。

四日市の保育園から津の研修会場に行って帰ってくるだけでも時間かかりますし、四日市であれば半日に1こま受けてくるとか、そんなことも可能だと思いますし、研修に行ったときにあいた保育士さんの手当て、これは国の手当はないですもんね。そういったこともあるので、ちょっとこれはよく確認いただいて要望いただきたいと思います。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

最後はご要望、ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 三平一良委員

ちょっと関連。

この処遇改善については学童保育所にも適用されるというふうなことで思っておったんですけれども、本市には、それに該当する人がいないということですか。

○ 片岡こども未来課副参事兼課長補佐兼子育て支援係長

こども未来課、片岡でございます。

学童保育所のほうも処遇改善のほうは対象にさせていただくということで取り組んではおるんですけれども、今現在、具体的に学童保育所のほうで該当する者がいるかということまでは、ちょっと確認はできておりませんが、今、社労士の巡回の派遣のほうも行っておりますので、その辺とか、あるいは今後、1月もまた巡回のほうでこども未来課のほうで学童保育所を回らせていただきますので、その辺、丁寧に聞き取りをしながら対応させていただきたいと考えております。

○ 三平一良委員

これからやっていただくということな。

○ 荒木美幸委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほどお配りをさせていただきました回答なのですが、回答のところに都市整備部からの資料を添付してあったようでございまして、それをお配りするのをちょっと忘れておりましたということで、今から配らせていただきます。申しわけございません。

では、他にご質疑をお受けしたいと思しますので、質疑のある方は挙手にてお知らせをお願いいたします。

加藤委員、よろしいでしょうか、先ほどのご質疑、よろしいですか。ご質疑、よろしければ。

○ 加藤清助委員

いいですよ。

○ 荒木美幸委員長

よろしいですか。こども園について。

○ 加藤清助委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

では、まだ追加資料のところを中心に質疑が行われておりますが、追加資料をいただいた予算につきまして、ご質疑がある方は挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、ないようですので、その他のところにつきましては、予算でご質疑をお受けしたいと思っております。

○ 樋口博己委員

予算。

○ 荒木美幸委員長

予算です。

○ 加藤清助委員

補正でしょう。

○ 荒木美幸委員長

補正です。

その他の補正予算は本会議のトップページから入っていただければいいかと思いますが、システムの本会議から入っていただきまして、07平成29年11月定例月議会の補正予算参考資料07、これを見ていただくと、目次のところに民生費として上がっているかと思います。

○ 樋口博己委員

補正予算の部局別というところ。

○ 荒木美幸委員長

いえ、部局別ではなく。もう一回、申し上げますか。本会議からお入りをいただいて、01本会議から07平成29年11月定例月議会の07補正予算参考資料。目次のところを見ていただくと、民生費として上がっている部分が主な内容です。

ご質疑のほうはよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

あけぼの学園の居宅訪問の車2台ふえたというのは、これは議案でしたっけ、予算でした。

○ 荒木美幸委員長

これは、債務負担の中に入っていましたか。条例案ですか。

○ 樋口博己委員

議案ですか、これは。

○ 荒木美幸委員長

議案ですね。

○ 樋口博己委員

議案ですね、済みません。じゃ、いいです。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑はございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言を願います。

○ 小川政人委員

さっきの債務負担行為、これはあかんのか、いいの。

○ 荒木美幸委員長

はい、今の議論です。

○ 小川政人委員

債務負担行為だけど、やっぱり1回提出したら直したくないのはようわかるけれども、これ、簡単に100で割って102で掛けたらすぐ数字は出ると思うんやけど、やっぱり市民サ

ービスを優先するべきと思うと、102日あるんやで、100日と限定するよりも修正したほうがいいのかと思うけど、みんな、どうやろう。

○ 加藤清助委員

さっき、部長が変わるとかって言ったよな。

○ 小川政人委員

日にちを減らすだけやで、金額変えたほうが市民サービスになると思うもんで。

○ 加藤清助委員

金額を合わせると。

○ 小川政人委員

金額を少し足しただけやん。

○ 荒木美幸委員長

今、小川委員のほうからは、市民サービスを優先するためにも修正をすべきであるとのご意見がございましたが、他に討論はございますでしょうか。

他に討論等はございませんか。今、討論のところではいただいています。

○ 小川政人委員

みんなどうやって聞いたんや。

○ 加納康樹委員

最後、部長の2日減らしますというのは確かに正直いってどうかなと思って聞いていたんですけど、ただ、私としては、小川さんがおっしゃるのが本来の姿とは正直思っているんですけど、今ここを出ているので、次の平成31年度のときの債務負担ではちゃんと実態であわせてというところを早い段階でご答弁もいただいているので、私としては、今回のこの債務負担に関しては了としたいというふうに思っております。

ただ、100日に減らすと断ってしまったところがどうなるのかなと、今カレンダーを見

ているんですけど、どうなのでしょうね。ゴールデンウィークあたりから実際稼働がどうだったのかと思うと、必然的に100日になるのかなとも思わなくもなく見ているんですが、この辺はつぶやいているだけです。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

他に討論等はございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、他にございませんので、これより分科会としての採決をさせていただきたい……。

○ 小川政人委員

ちょっとようわからないんやけど、ここの場で修正案は出せるのか、それとも全体会議の中で修正案は出せるのかという、どういう進め方なの。

○ 荒木美幸委員長

ちょっとお待ちください、済みません。

済みません、ちょっと整理をさせていただきますので、5分ほど、申しわけございませんが、お時間いただけますでしょうか。55分に再開いたします、申しわけございません。

皆様、済みません、休憩と言いながら皆様お揃いでいらっしゃいますので、整理をさせていただきますが、この件に関しましては、債務負担行為ということで総務のほうとも少し調整が必要であるということでありましたので、休憩時間に私のほうで事務局のほうと調整をさせていただきたいと思いますので、いったんここでお昼の休憩とさせていただきます、1時再開にして、採決に向かえるように進めていきたいと思いますのでご協力、ご理解のほどお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、皆様。

○ 樋口博己委員

委員長、それ以外で何か……。何もないということですのでよろしいですね。

○ 荒木美幸委員長

はい、それは、締めました。討論は終わっています。

では、13時再開でということですのでよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

11 : 52 休憩

13 : 00 再開

○ 荒木美幸委員長

それでは、教育民生常任委員会予算分科会を再開させていただきます。

まず、冒頭で皆様にお伝えをさせていただきますが、債務負担行為の取り扱いについてでございますが、総務常任委員会のほうにもかかると申し上げましたけれども、これは既に切り離しをして教育民生分科会に所管をされているということでございますので、こちらのほうで審査をさせていただきますので、訂正をさせていただきます。

続きまして、採決に入ります前に、市川こども未来部長より発言を求められていますので、これを許します。

○ 市川こども未来部長

先ほど、小川委員とのやりとりの中で、居場所づくりにつきましてプロポーザルがもう済んでいるということで私、発言したんですけれども、済みません、他の案件と混同しておりました。まだ済みませんので、これはおわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○ 小川政人委員

今から1時間ぐらい議会軽視って、市川さんに文句言おうかなと思っておったのに。

○ 市川こども未来部長

済みません。

○ 荒木美幸委員長

それでは、採決に移らせていただきますが、その前に、予算の修正についての説明を事務局よりさせていただきます。お願いします。

○ 笠井議会事務局主事

済みません、説明させていただきます事務局、笠井でございます。

予算常任委員会の運営に関する申し合わせによりますと、分科会審査につきましては、審査の結果については了とすべきもの、全体会審査に送るべきもの、附帯決議をすべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等に分類するものとするというふうにされております。その上で、修正案の提案につきましては、全体会審査終了後、全体会審査で取り扱った事項について修正案の提案の場を設けることとなっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

そして、続きまして、先ほどの討論の場におきまして、小川委員のほうから、第3条債務負担行為の補正（関係部分）中、子どもと若者の居場所づくり事業事務委託につきまして、修正とのお話ございましたけれども、小川委員におかれましては、この件については、原案については反対ということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○ 小川政人委員

ちょっとしゃべってええ。

○ 荒木美幸委員長

はい、どうぞ。

○ 小川政人委員

修正したほうが私はいいと思うもので、できたら全体会で修正案を出したいというふう

に思っていますので、全体会送りにしてもらおうということで、基本的には反対ですね。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

では、反対との表明がございましたので、採決を切り分けてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、切り分けた分でございますが、切り分けて採決をさせていただきますても、よろしいでしょうか、皆様。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

恐れ入ります。

では、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）中の子どもと若者の居場所づくり事業事務委託につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

○ 小川政人委員

全体会送りにしやへんの。

○ 荒木美幸委員長

それは申しわけございません、後で諮らせていただきますので、まず……。

○ 樋口博己委員

それ以外も。

○ 荒木美幸委員長

違います。居場所づくりについての賛成の方の挙手を求めます。居場所づくりについてです。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

可否同数です。

○ 樋口博己委員

議長は関係ない。

○ 荒木美幸委員長

では、賛成多数ということで、失礼いたしました。申しわけございません。賛成多数ということで可決とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）中の子どもと若者の居場所づくり事業事務委託について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

では、その他の部分につきましては、反対討論がございませんでしたので、原則どおり簡易採決とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）から、子どもと若者の居場所づくり事業事務委託を除きました原案につきましては、賛成ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

では、可決とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）から、子どもと若者の居場所づくり事業事務委託を除く原案について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

続きまして、全体会に送る事項がございます。

全体会に送るべき項目につきまして、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○ 小川政人委員

繰り返しになりますけれども、債務負担行為の関係部分の子どもと若者の居場所づくり事業事務委託について、全体送りにしたいと思います。

○ 荒木美幸委員長

という小川委員からのご提案がございましたが、この件につきまして、皆様からのご意見をいただきたいと思いますが、全体会に上げることにつきまして、皆様よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○ 荒木美幸委員長

では、反対とのご意見もございますので、これにつきましても、恐れ入りますが採決をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議案第33号の第3条債務負担行為の補正（関係部分）中の子どもと若者の居場所づくり

事業事務委託につきまして、全体会に上げることについて賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

賛成多数でございますので、全体会送りとさせていただきます。

予算については以上でございます。

それでは、続きまして、一般議案のほうに移らせていただきたいと思います。

理事者の入れかえはないですね。

議案第43号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○ 荒木美幸委員長

では、これより教育民生常任委員会として議案第43号四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

こども未来部次長兼こども保健福祉課長の竹野でございます。

それでは、まず、タブレットのほうでございますが、フォルダ03教育民生常任委員会、12平成29年11月定例会、02こども未来部一般議案追加資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、こちらにつきましては、荻須委員から、子ども医療費につきまして、まず目的、根拠を示していただきたい、そして、国のペナルティーはあるのかどうか、3番目として受診者増の見込み、そして4番目、今後の展望ということで資料請求をいただきましたので、ご説明をさせていただきます。

3ページをごらんください。

まず、目的、根拠でございますが、1番目は子供の疾病の早期発見、早期療養、重篤化の防止で、子供の健全な育成を図るということでございます。

2番目としまして、保護者の経済的負担の軽減など、子育て支援の一層の充実、そして市民の利便性の向上を図るということです。

それから、次に、国にペナルティーはあるのか否かということでございまして、2番の背景で示させていただきましたとおり、窓口無料化を実施した場合に生じます国民健康保険の国庫負担金減額措置につきましては、平成30年4月1日から、未就学児までの児童を対象にしました医療費助成の窓口無料化についてはペナルティーが廃止となることが決定しております。ということで、ペナルティーはございません。

3番目、次に、対象者、区域についても記載をさせていただきました。

こちらは、先ほどのペナルティーの廃止のほか、記載のとおり、子ども医療費に占める割合の高さ等で、対象者と対象区域は四日市市内ということで決めさせております。

それから、受診者増につきましてでございますが、窓口無料化を実施した場合、医療費の1.3倍程度にふえると県は算定をしております。このグラフでは、平成27年度の助成分を基準に想定をした結果でございます。グラフの太字で囲ってあります平成30年、31年の上段の部分ですが、こちらが窓口無料化によります波及増加分でございます。平成30年で10カ月分の9969万1000円、約1億円、平成31年度で1億1962万9000円、約1億2000万円を見込んでおります。ということで、増が生じるであろうということでございます。

そして、最後5番、今後の展望。こちらの今後の展望につきましては、対象年齢の拡大等につきましては、平成30年の4月からの医療費の窓口負担の無料化を、実績を踏まえまして、今後研究をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

それぞれです。

○ 樋口博己委員

委員長、自然の家の説明はないんですか。

○ 荒木美幸委員長

1本ずつです。よろしくお願いいたします。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 小川政人委員

この30%増というんやけど、先進都市でもう既にやっているところあるね。鈴鹿市はやっていたの。鈴鹿市と違った、今年度からか。やっているところどう、実際は。予測じゃなくてやっているところは実数どうなったかというのを尋ねておる。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

実績としまして、今、鈴鹿市のお話も出ましたところがございますが、鈴鹿市さんの場合はゼロ、3歳までということで、範囲は違っておりますが、こちらにつきましては、今年度の伸び率としまして、昨年と比べますと、その部分で金額当たりで5.5%ほど伸びてございます。

それから、実績としまして、石川県のほうで、石川県で約10%というのを確認してございます。そのほか、各地でもう既に実施してございますが、10%から30%という幅広い伸び率を見せてございまして、こちらにつきましては、実際に対象の年齢が、うちが未就学児ということで実施をするということもありまして、あくまでも県の算定の1.3ということで30%を見込んだ上で進めていこうということでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

見込みやでどうでもええけれども、実際と見込みはずれると思うで。

それで、もう一つ、議案質疑の中で、全部やれって言ったのかな。所得制限をやめてくれというような議案質疑があったと思うんやけど、そうすると、もし所得制限を外して全員にやるとどれぐらいの金額が要るかわかる。試算したことあるのかな。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

一般質問の質疑のほうの答弁の中でも出ましたように、平成28年度のベースで所得制限を外れている方が7%おりますので、その金額でいいますと約6000万円という、ちょっと荒い計算になりますが見込んでおります。ですので、その部分も含めてということになりますと、全体ということになりますと約9億円ということになりますので、ざっと計算しますと2億7000万円、その上で、その9億円プラスその所得制限を外すと、全部外しますと9億円、28年度の実績で約9億円プラス6000万円ほどが追加されるということになりますので、10億円としますと、約10億円の30%で3億円伸びるといような、これはあくまでも子ども医療費全体の実施した場合の伸びでということの試算でございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

無料化は6歳までやね。この間の議論の中で、金持ちと金持ちでないのはわかるやないかというような言い方をしておったけど、所得の多い人とが、病院の窓口でわかってしまうということで、そういうことから考えると、窓口無料化だけを、年齢を外すということは、所得制限を外すということはできるのかできやんのか、可能なのか、今の規則の中で。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

今度の改正は、あくまでも未就学児という規定がございませんもので、この子ども医療費の条例に定義づけをすることで未就学児を対象にするというところでございます。そして、プラス子ども医療費を一番の――福祉医療費の中にも障害者医療費とひとり親家庭医療費が――その中で、6歳までの未就学児の方が不利益を被らないように子ども医療費を優先にするといった今度の条例の改正案でございますので、未就学時を所得制限をなくすというような案は、この議案改正には盛り込まれておりませんので、この改正案についてはそういうことで、そこまで盛り込んでいないということで、ご理解をよろしくお願いします。

○ 小川政人委員

だから、盛り込んでなかったら盛り込めばええだけの話の世界やで、そうじゃなくて、

片っぱは子ども医療費無料化というのは窓口負担じゃない部分がありますよね。それは規則で小学6年生まで、中学生まで、どっちや。首だけ振っておってもわからんぞ。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

子ども医療費の年齢はゼロ歳から中学卒業までの方が対象になっております。

○ 小川政人委員

だから、中学3年生までの窓口負担が要る中で、所得制限がもう既に設けられているわけやわな。未就学児について窓口負担の部分、未就学時だけ所得制限を撤廃するというような盛り込み方もできるのかな。その辺、ちょっと教えてほしい。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

技術的という言い方をすれば、できるとは思います。

○ 小川政人委員

とりあえずそこを聞いて一服します。誰か。

○ 萩須智之委員

済みません、資料ありがとうございました。一般質問も並行してさせていただいたんですが、部長からも、この抑制策として、かかりつけ医、ホームドクター等を紹介させてもらったんですが、そういう方向性でいかれるのか、何か指針があればお示しいただきたいなど。もちろん、この早期発見というので効果が出ることをすごく期待はするんですけども、一つお願いします。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

かかりつけ医につきましては、既にと申しますか、保健事業というのが国民健康保険のほうでもあると思いますけれども、全体の医療の受診の仕方ということで、かかりつけ医を持ちましょうということは市のほうもやっておるところでございますので、これにつきましても、当然に周知は継続してやっていくものというふうに思っております。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

イギリスですともう強制と、イギリス、オランダが今強制でドイツもその方向に向かっているということなんですけど、そこまではいかないけれども、なるべくしましょうねという感じで効果を求めるということですね、と理解してよろしいわけですね。ありがとうございました。

○ 荒木美幸委員長

他にございますでしょうか。

○ 加藤清助委員

議案自体は、さっきも説明あったように、改正後は二つに分けるといふか、現物給付のほうを設けて、小学生、中学生は従来どおり償還払いという規定の内容になっているんですが、その背景でさっきもありましたけど、ここにも書いてある、これは県が言っているんですよ、窓口無料にすると130%、1.3倍に膨らむ想定というのは。さっき説明あったのは、先行した鈴鹿市は3歳までだけど5.5%で、石川県は何歳までかわからんけど10%とっておるわね。県は何をもとに3割伸びるといふ算定の根拠は持っておんの、県は。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

県は、この福祉医療助成制度の検討会というのを随分昔から立ち上げてございまして、その中でも、現物給付の議論というのはいちに行われておりました。その時点で、医療費の増加が、一番やっぱり現物給付の場合は懸念されるということで、各市町にその検討会中の資料でもって1.3倍伸びるといふことを示しておりまして、そこから、その考え、これは長瀬効果といひます理論というのがございまして、こちらは、要は給付率が上がりますと医療費が増加する、反対に、給付率が下がると医者へかかる数が少なくなると、こういう理論を長瀬博士という方が出しまして、それまで、いろいろ制度改革のときにそういったことが検証されておりました、例えば平成9年の改正で医療費の負担が2割負担になったときにすごく率が下がった。これは、それまでの1割負担から2割負担に上がったところからこういった効果、それから、平成15年の4月に70歳未満の被用者の方も3割負担になったと、その2点でまた給付率が結局下がったもので、医療費のほうも伸びも

下がったと、こういったことが実証されるというデータがございます。そのデータの中で、県のほうは、福祉医療費に関しましては1.3倍というふうになると、こういうのを示してありますので、それをしたようなところでございます。

正確にいきますと、推計式というのがあって、これは数式に実際には当てはめてみて計算はするんですけれども、その中で示したのが県のほうの数字でございます。

○ 加藤清助委員

何とか理論があるというのはわかるんですけど、でもその理論は学者さんが推計した理論でしょう。今、実際は子ども医療費の現物支給が全国で広がっている中で、実績というのはあるはずやんね。なる前となってからどう伸びたかというのは、当然。そういう根拠は三重県は持ってなくて、三重県はそういう現物支給をやると1.3倍になるよということをおっしゃって、僕は聞いておるの。70歳とかそんなんはええんや、別に。子ども医療費やで。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

済みません、先ほどは長瀬理論というのをちょっとご紹介した一例でございます。

実際に、今、私、低い数値で、例えば石川県のほうは1.1倍とか鈴鹿市が5.5%ということも示したんですけれども、以外にも30%から50%伸びておるといふ事例もございまして。ですので、この医療費の推計、窓口無料化をすると伸びるのか、医療費というのはそのときどきの疾病のはやり、例えばインフルエンザなんかはそのとき蔓延したとか、いろんな要因が重なって複合的に医療費というのは伸びますので、その推計をする上では、伸びが足らな過ぎずを確保できないよりは、やはり今、一般的に算定しております1.3倍というのを、県が示してもらっておるその数値をやはり頼らざるを得ないのかなというところでございます。

○ 加藤清助委員

予算を組んでいく段階での背景の影響というのは当然考えていかなあかんし、この条例改正によってどう変化するかというのは、一定考慮せんならん部分はあると思うんですけど、それでも、目的は経済的負担の軽減と子育て支援。もちろん疾病が、乳幼児に感染症が広がったりした時期には当然それは、その時期1.5倍になるかわからんし、2倍になる

かわからんのやけど、それは背景が違うからね。

でも、一方で、今まで経済的負担で立てかえ払いせんならんから、ちょっと病院行くのを控えようという人たちが行くことによって重篤化を防ぐということが、逆に医療費を膨らませる要因を減らせる効果もないことはないわね。そこに目を向けての無料化と思うし、国の方も国保のペナルティーは廃止することを決めたとし、県のほうも何やら32年度か何とかにやっとなかなかかんように市町が追い込んでいったというふうに思うんですけども、実際はね、三重県でも。だってそうでしょう。全国で47のうち三十七、八はもう拡大してやっておるし、窓口無料も広がっているわけやで。

だから、条例改正そのものは僕はええことやと思っておりますし、質疑の中であった所得制限のことは今回はそのままということですから、それは議論の俎上には今後も出てくるかと思うんだけど、とりあえずは窓口の無料を未就学のところまでというので、段階的にならざるを得んと思うけど、全体のバランス考えてやっていってもらいたいかなというふうに思います。

以上。

○ 小川政人委員

今の長瀬理論って言ったけど、あれは確実に負担がふえるわけやわな。こっちは場合は立てかえだけで負担はふえへんのと違うのかな。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

実質的な負担は、小川委員言われましたように、負担はふえないです。ただ、使いやすくなるという点では、今現金を持っていなくてもお医者さんにかかれるということは、それだけでお医者さんにかかれる確率といいますか、可能性が高くなりますので、件数は、医療費は伸びるだろうというふうに考えます。

済みません、それで、長瀬効果というのは、要は受けやすい状態をつくると医療費は伸びますよ、件数はふえますよというのが長瀬効果ですので、より環境が整えれば件数もふえるし、医療費もふえるであろうというところで、進んでおるような状況でございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

ちょっと違うのは、実際にふえるのと、一時立てかえで、多少はそりゃ行きやすくなるんやろうけれども、実際にふえるのとそれは一緒にはならん。この理論と一緒にかぶせるのはちょっと無理があるのかなという思いがあるんやけど、そこはやってみなわからんのか、それがやったところのパーセンテージが低いのかという部分になると思うんやけど、どっちみち、僕らは所得制限は撤廃してほしいという考え方やで。

○ 荒木美幸委員長

最後はご意見でよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

追加資料の背景の部分で少し聞きたいんですけど、まず、国の考え方というか、国保の考え方として、ペナルティーを未就学児までは廃止にしましたよね。これは廃止にした理由と、それから、何で未就学児までなのかという理由、皆さんに聞いてええもんかわかりませんが、国の考え方を教えてください。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

こちらは平成28年の12月に厚生労働省から通知が出てございまして、撤廃といいますか、廃止に至った理由としましては、実態としまして、子供の現物給付化をやっている都道府県が多くみられる、これが47都道府県のうち38以上というところと、それと、現状、もともとは福祉医療から始まりました子ども医療費でございまして、今の少子化というのを踏まえて、子育て政策というところの一番対象になるのがやはり未就学児であろうというところから、厚生労働省の考え方としても、この減額をしますということで、ペナルティーを外します、その部分に上がったものを子育てに回すようにというような通知が出ておりますので、あくまでも子育てというサイドから、厚生労働省はこの平成30年から廃止に踏み切ったというふうに推察されます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。

そうすると、年齢の話ですけど、小学生以上という議論はなかったんですかね。国のことばかりで申しわけない。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

四日市市もそうなんですけれども、実際に子ども医療費のうちで、この中の資料にも示させてもらっていますように、総件数の占める割合というのが60%弱ございます。平成27年57.7%、平成28年で52.9%ということで、子ども医療費の大半が未就学児が占めておるというような現状も相まって、まず、そもそもそこが子育ての重要なポイントではないかというふうに国のほうも全国の市町がやっておる状況も踏まえて、まずそこからというふうに考えていったんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

52.9%が大半とは思えませんけど。

それから、県のほうですけど、ちょっと不勉強なんで、加藤委員の質疑に出てきましたが、背景の上のところ、今まで市町が県下一斉での実施を目指すように協議を重ねてきた。で、どうなったんですか、その協議。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

鈴鹿市さんが平成29年、今年度の4月から実施に至るところから、それでもなかなか県のほうは現物給付型というのを取り上げなかったのも事実でございます。その中で、私どものほうの子ども医療費の現物化というのを実施したいというところを県のほうに持ちかけたのがことしの1月の初めぐらいでございますが、その時点で、現物給付化について、うちのほうもやっていくというところから、各市町でいろんな声が上がってきた。そういうので、県もやっと福祉制度の検討会というのを、昨年度になりますがかことしの3月にやり、そして、また5月に検討会でアンケートをとり、その途中で一旦は子供の貧困対策ということで、県のほうは実施の方向をうたいました。対象年齢がゼロ、4歳までの子供で、対象の区分はひとり親の家庭の医療費の助成制度、そして障害者医療費の助成制度の対象のお子さんを導入しようというのを9月に提示しました。その後、まだ先日になりますが、12月13日に時事通信社のほうから出ております記事で、ゼロから6歳に対象拡大

を検討しておるといような状況です。まだ、その内容は6歳まで対象を拡大はしましたものの、ここの最初の目的が子供の貧困対策から子供のセーフティーネットの拡充と、ちょっと意味がなかなか貧困対策とどう違うのかというのがはっきりわからないところですが、所得制限をこちらはつけ加えまして、児童扶養手当の額を限度額として窓口無料化を検討するといような状況が今の県の考えです。

それで、うちのほうの四日市は、子ども医療費は児童手当が所得制限という形になっておりますので、児童扶養手当は限度額を県が考えていますので、大分ちょっとその辺の差はあろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

詳しく説明いただきましたけど、国保と四日市の考え方が比較的近い、ところが三重県だけ差があると、そんな捉え方ですよ。わかりました。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

他に質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

所得制限云々のところでちょっと角度を変えて確認をしたい、教えてほしいんですけど、今までのやりとりを聞いていると、所得制限を取っ払うとプラス6000万円ぐらいかかる云々というところなんですけど、逆に所得制限を続けること、要するに今回の場合は、現物給付にするんだけど現物給付にならない人がいらっしゃるための初期費用というかイニシャルのコスト、ランニングのコストがあるような気がするんですけど、2制度を持つことによる、イニシャルでいくと、例えばシステム改修が要るのか要らないのかわかりませんが、そういうふうな所得制限をすることによってかえってかかってしまうコストについて説明をしていただきたいと思います。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

まず、かかる、ふえるというものと、減るものも確実にございます。

まず、何が減るものか、先にちょっとご紹介させてもらって、申しわけないんですが、レセプト方式というやり方を今回この現物給付に関しては用いる考えです。これはどういうものかといいますと、今までは償還払いの子ども医療費の場合は、領収証明書というのを各医療機関がつくりまして、それを国保連合会がまとめて、まとめたデータを各市町にまいた上で、それぞれの受給者に個々に振り込み作業を行うというのが今の現状でございます。

このレセプト方式を現物給付に用いるということになりますと、領収証明書をつくる手間というのがなくなります。今、領収証明書は各医療機関、ちょっと大ざっぱで申しわけないんですが1件200円かかります。そのコストがまず減るとというのが1点です。

そのコストが減ると、それと、支払いはレセプト方式ということで、レセプトには大きく国保レセプトと社会保険のレセプトがございます。それぞれの審査機関というのがありまして、今言いました国保の場合は国保連合会、社会保険の場合は社会保険診療報酬支払基金というところが審査機関になっておりまして、そこを通じまして、従来から保険請求をするために使うレセプトを利用して、そのデータを集計しまして、今度の支払いは医療機関ごとへの支払いになりますので、その支払い手間は、それぞれの審査機関であります国保連合会なり社会保険診療報酬支払基金がやってもらいます。そうすると、それにかかる費用というのが当然1件当たり幾らというのが出てきますが、それが新たにかかる部分で、これは社会保険と国保の場合は金額が若干違いまして、大体社保で80円程度、国保が100円ぐらいです。これは、なぜそんなに違うかと申しますと、三重県の国民健康保険団体連合会が初めて現物給付を導入しますので、それにかかる費用もあるのと、全ての市町が全員現物給付をやりませんので、決まった機関だけになりますから、その分ちょっと割高になってしまう。ただ、これが全体的にふえていきますと、その部分を安くなります。

それと、今、かかる審査料が80円なり100円なり申しましたが、反対に、領収証明書をつくるのも経費がかかっていまして、それが約30円ほどです。ですので、差し引きしますと、大まかにプラス50円ぐらいにはなってくるというところですよ。

ですので、それと今申しましたように、現物給付、未就学時が半分以上を占めておるといような現状から、その部分、支払い作業というのがなくなりますので、これは直ちに人件費に反映するかというと、今並行していますから何とも言えないところですけども、少なくとも医療費がふえるベースを除きますと、経費的には、領収証明書の効果と、先ほ

ど申しました審査支払い手数料がふえて、なおかつ支払い手間が軽減されるところを相殺しますと、実際には金額的には、これ、ざっとのあくまでも概算でございますので精査していない段階ですけれども、その分の差し引きでいきますと、大体2000万円ぐらいはプラスになってくるんじゃないかと、こういうふうに見ております。

ただ、実際には医療費件数がふえるということで、医療費の増加は当然考えられますので、それを踏まえますと、結局この現物給付医療、窓口無料化をしますと、子ども医療費全体から見るとふえるではありましようけれども、現状、そういったランニングコストなんかは軽減されていくというふうにこちらは見ておるような状況です。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○ 加納康樹委員

軽減されるところのご説明をいただいたんですけど、私が言った所得制限を設けることによって、2制度というのか、そうすることのイニシャル、ランニングのコストというのは一切ないということによろしいんですか。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

今、撤廃したときのコストというのがなかなか実際にどれだけかかるのかというのが、まだそこまでは示せれないといえますか、どれだけ実際に数値としての計算というのはまだできていないというような状況です。

○ 加納康樹委員

できていないって、でも、素人考え的にシステム側とか何とか考えられなくはないんですけど、そんなことが今の段階で、4月に向けてで計算ができていなくて、そんな制度改定ってできるものなんですか。

○ 市川子ども未来部長

加納委員の2制度を持つというのは、所得制限を撤廃した場合。

○ 加納康樹委員

ですから、所得制限を継続していくとなると、そのために、意味は全く違いますけど、

窓口で現物給付の人とそうじゃない人がいるという、こういうことに対するコストがインシヤル、ランニングでかかるんじゃないのかということの確認なんですけど。

○ 市川子ども未来部長

それは先ほど次長が説明しました現物給付の方はレセプト方式になる、だから証明書料が要ったものが、それは要らなくなるけれども、かわりに審査機関に対する手数料を払うことになる、その差額分、証明書料のほうが高いですので、それで大体2000万円ぐらいが浮きますということです。

それ以降の部分、小学校、中学校の部分ですが、小学生は半額県の補助がありますので、これまでどおりです。中学生もこれまでどおりですが、これは市が単独で負担をしているということになります。

○ 加納康樹委員

でいくと、所得制限をわざわざかける必要性がますますなくなって、全員レセプト方式とやらで無償にしてあげたほうが手間暇かからなくなるから、今2000万円というのがあったけど、それプラス何百万円さらに浮くと思うと、わざわざ線引きをすることの費用対効果がますます減っていくような答弁にしか聞こえなかったんですけど、私の認識違いなんでしょうか。

○ 市川子ども未来部長

レセプト方式にするというのはあくまで医師会、それから薬剤師会、歯科医師会さんのご協力を得ての話です。証明書料というのも、それまで結局医師会さんの収入になっていたものでございますので、答弁の中でも言いましたが、三師会さんとも調整をさせていただいた上で、それをやっております。

ただ、うちが所得制限を撤廃いたしましても、県は、所得制限は継続していきます。そうすると、補助金の算定等々で、どの子が県の補助対象になるのか、市単で見ると子になるのかという区別はしなければいけませんので、現状の所得を見に行くという作業はやっぱりしなければならぬと思います。そういったシステムの面では、やっぱり所得制限は市ではなくなったとしても、補助金が県から入ってきている以上、やはり管理はしていかなければいけないと思いますので、そういったコストは同様にかかっていくかなというふう

に考えております。

○ 加納康樹委員

何かよくわかんないな。ちょっとわかった人がいたら質疑譲ります。

○ 市川こども未来部長

追加でございますけれども、私どもが県下一斉で同一の制度で窓口現物給付化が望ましいとしていたのは、そういったところで県がその制度についてきてくれれば、うちも余計なコストをかけずに、県下統一ですので補助金も所得制限なしということになれば、県下統一して、うちも二重管理をする必要はなくなるわけですので、そういった意味で県下統一が望ましいということで、今まで進んできました。しかし、なかなか進まないということで、鈴鹿市の例をきっかけに、鈴鹿市さんはまだ証明書方式で今年度はやっていらっしゃいます。うちが、うちと伊賀市さんと共同して進めてきてレセプト方式を進めると。一步一步進んでいるというところなので、そのところでご理解いただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員長

加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

よくわかんないな。

○ 豊田政典委員

わからんまま聞きますけど、補助金、そこがまずわからない。鈴鹿市が領収書方式で、うちはレセプト方式、もうちょっとわかるように、その二つ説明してもらいたい。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

まず、補助金でございますが、福祉医療費の場合は、県単というのが今現状——市の事業でもございますが——県の事業でもあります。その県の範囲の中で補助金が2分の1補助されております。

○ 豊田政典委員

何に対する。

○ 竹野こども未来部次長兼こども保健福祉課長

医療助成した費用に対する2分の1です。

ですので、県は今現在、小学生までを対象にしておりますので、小学生までのかかりました医療費の助成の2分の1の補助がきております。プラス、領収証明書というのも、これも2分の1、助成が対象になっております。その半分がきております。まず、補助金の話としましては、そういうような状況でございます。

それから、レセプト方式と領収証明書方式ですが、この福祉医療費助成が始まった当初は、各医療機関が領収証明書というのをつくります。お医者さんに行きます。1割か2割かお支払いされます。その内容をペーパーにして書いて、前までは直接市町村のほうに送ってきて、それを計算してお支払いをしていました。これも四日市ですともう膨大な量になります。この手間を何とか削減するために、国保連合会がこれをシステム化することがありまして、領収証明書をデータとして国保連合会がまとめますよということになって、現在は国保連合会からのデータのやりとりでもって各受給者に助成をする。そして、各医療機関には、その部分を、200円というのをまたお支払いする。そして、連合会に対しては、データをまとめて請求をもらいますので、その手数料が1件について29円を支払うと、こういう仕組みでした。

この各38県、現状、全国で現物給付、窓口の無料化を各県の市町が実施しておりますが、このほとんどがレセプト方式と申しまして、いわゆる国民健康保険の場合ですと、お医者さんは保険請求というのをやります。その保険請求をするのがレセプトというものですが、そのレセプトに一定の番号をつけることによって、そういった領収証明書をつくるという手間を省き、その大もとのレセプトの内容でもって、それをデータ化したものを審査機関であります国保の場合ですと国保連合会がまとめて、それを私どものほうにデータとしてもらう。保険請求は保険請求、福祉医療の子ども医療費の分は各市町のほうへちわるというやり方です。

ですので、新たにそういった領収証明書をわざわざつくる必要がございませんので、医療機関としては領収証明書をつくる手間が省けます。ただし、作っていました経費の200円分はなくなるということになります。

そのデータをとりまとめる手数料として、国保連合会ですと新たに100円はかかって、それを連合会のほうにうちが支払うと、こういうやり方です。

○ 豊田政典委員

それで、医師会どうのこうののところがよくわからないんですけど、四日市で証明書をつくらなくなるので、医師会の収入がへるからやらないということなの。協力が得られないと。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

医師会によっては、県内で領収証明書をプールして、医師会の収入としているところもございます。ただ、四日市医師会管内は、それぞれつくった各医療機関に入っていきます。ですので、県でいろいろ医師会管内によって取り扱いといいますかが、違っておまして、それを取りまとめてもらうのが県の役割ではないかなというふうに思っておるんですけども、それができないもので、なかなかこの現物給付化も進みにくかったというところが1点でございます。

○ 豊田政典委員

部長の話で、四日市の場合、医師会の協力が必要で所得制限とかなくそうと思うと、と言ったやん。所得制限の加納委員の質疑に対して、医師会の協力が必要だからここまでしかなかったんだという説明だったじゃないですか。医師会とか各医療機関の。

○ 市川子ども未来部長

医師会さんにとっても領収証明書方式からレセプト方式にするというのは、一定の自分のところの医院の中でシステムの改修があったりとか、そういうご協力が必要であるということです。だからできないということではないです。一番大きな、加納委員のご質問に対する答えとしては、所得制限を撤廃したとしても、県の補助金というものが存在する以上、県の補助金が所得制限ありきでいっている以上、やっぱり私どもも、所得制限がなくなるからといって所得のチェックをしなくてよくなるというわけではない、こういう意味でございます。

○ 豊田政典委員

ちょっと補助金のところわかっていないですけど、医師会云々と言われたのは撤回するということ。

○ 市川こども未来部長

医師会さんには、この就学前までということで、今、ご協力をお願いしているというところでございます。

○ 豊田政典委員

そんなん聞いてない。

所得制限をもっと撤廃したらどうやと言ったときに、医師会の協力云々と言われたんですよ。

○ 市川こども未来部長

医師会のほうは、三泗医師会さんについては協力していただいております。

○ 豊田政典委員

違うやん。

○ 市川こども未来部長

説明を行ってきたということを申し上げたのでございます、済みません。

○ 豊田政典委員

違うよ、ちょっと整理して。違うこと言われたら議論ができない。全然違う。

○ 市川こども未来部長

済みません、私のちょっと説明が悪かったと思います。

所得制限を撤廃するときに医師会に説明したということを書いてしまったもので、こんがらがった説明になってしまった、そのところはちょっと申しわけありません。

一番のコスト云々の話でいくと、所得制限を撤廃したからといって、二つの制度というか、何も所得をチェックしなくていいということにはならないということを申し上げたかったのでございますが、余計な一言が入って申しわけございませんでした。

○ 小川政人委員

もう一つ教えてほしいんですけど、そうすると、医療機関が、この人の世帯主は所得がどうなのか、何か証明書か何か出すの。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

医療機関にかかっている場合は、今度の予定をしておりますのは、現物給付化、窓口無料化用の受給者証をつくらせてもらいます。これは、従来の子ども医療費の受給資格証と合わせた、これを一つのペーパーにしまして、それを持って行っていただいた方に関しては窓口無料化をしてもらう。その意味で、先だって説明会をさせていただいて、必ず受給資格証を確認してくださいというような説明会をした状況でございます。

○ 小川政人委員

それはもう毎年変わるわね、親の所得は、世帯主の所得は。そうすると、毎年、証明書をつくらんならん。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

現在、ほかの福祉医療もそうなんですけど、毎年、受給資格証のほう、10月1日から使えますように更新で、毎年……、済みません、9月1日から更新をして、受給者証をそれぞれの該当の方に送らせてもらっております。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいですか。

他にございませんか。

○ 豊田政典委員

つまるところ、未就学児のうちの何割ぐらいなんですか、対象になるのは。

○ 荒木美幸委員長

今回の。

○ 豊田政典委員

現物支給の対象になるのは。それが九十何%なの。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

今、全体の所得制限があるからという、そういう意味でよかったですでしょうか。

○ 荒木美幸委員長

そうだと思います。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

全体の所得制限での対象が7%ということになりますので、今まだ、確実にその中に全て含まれておるかといいますと、今の段階では、7%減った数としかこれはおおよそでございしますが、言えません。ただ、現実には子ども医療費の対象の方については年齢層がまだそんなに高くないところから、実際にはもっと少なくなるのではないかと思います。ちょっと憶測で申しわけないんですけども、一人一人をまだ精査していませんので、申しわけないです。

○ 小川政人委員

レセプトでいくとして、医療機関には何カ月おくれて金が払われるのか。保険料と一緒にぐらいのおくいで払われるのか、その辺。

○ 竹野子ども未来部次長兼子ども保健福祉課長

おっしゃられますように、保険請求と同じルートできますので、大体2ヵ月ぐらいおくれという形になろうかと思います。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいですか。ありがとうございます。

他に質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終了させていただきます。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので……。

○ 小川政人委員

ちょっと待って。ごめん、うち無料化と言っておるで、所得制限の撤廃っていつておるで、これは撤廃はないやろう。所得制限ありの議案やで、反対します。

○ 荒木美幸委員長

反対ですね。

ちょっと少し戻りますが、では、反対という討論ということで認めさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

うん、ええけど、単純に。

○ 荒木美幸委員長

一応、済みません、ルール上。

反対討論ということで承らせていただきます。

反対の表明がございましたので、挙手にて採決をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

議案第43号四日市市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 荒木美幸委員長

賛成多数であります。よって、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第43号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

では、ここで1時間たちましたので、休憩を入れさせていただきます。

では、これから休憩に入らせていただきますが、10分から再開をさせていただきます。10分再開の冒頭で、今、資料だけお配りをしておきますけれども、産業生活常任委員会のほうから、正式に農福連携の連合審査をしてほしいとの要請がまいりましたので、これについて皆様にお諮りをさせていただきますので、恐れ入りますが、念のため手帳をお持ちの上、ご参集をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

では、2時15分から再開をさせていただきます。2時15分です、失礼しました。

14：03 休憩

14：15 再開

○ 荒木美幸委員長

それでは、委員会を再開させていただきますが、委員会の前に皆様にお一つ、先ほどご案内をさせていただきましたように、産業生活常任委員会のほうから正式に農福連携の取り組みについて合同で連合審査を行いたいと、協議会でございますが、申し出がございました。それがお手元の資料でございます。

ちょっと読ませていただきますと、連合審査会開会の開催についてということで、本委員会の所管事務と関連がある下記項目について、貴委員会と合同で調査を実施したいので、四日市市会議規則第98条の規定により連合審査を開会されるよう協議を申し入れますという内容でございます。

これにつきまして、皆様には以前このようなお話があるということはお伝えをさせていただきましたが、このように正式に申し入れがありましたという状況でございますので、これを受け入れるかどうかについて皆様にお諮りをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、皆様。

○ 加納康樹委員

全然受け入れるのでオーケーなんですけど、正式なペーパーということなので気になったんですけど、タイトルの連合審査会会議の開催について（協議）とあるんですけど、これ、（協議）なもんなんですか。（申し入れ）のような気もせんでもないですけど、（協議）なんでしょうか。正式な文章となると余計気になるんですけど。

○ 荒木美幸委員長

申し入れ、事務局どうですか、その辺のところは。

加納委員がおっしゃるように申し入れというタイトルがふさわしいのかもわかりませんが、よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

いや、正式と言われると、これ、ちょっと先方の委員会委員長にもこの文面で送ってきた意図を確認すべきと思うんですが。

（発言する者あり）

○ 加納康樹委員

いや、でも、タイトルは大事なので、ちょっとこれ、全然意味わかんないなと思って。

○ 荒木美幸委員長

加納委員、済みません、では、これ、申しわけございませんが、文章としてもう一度きちんと書き直しといたしますか、訂正をして提出をする必要があるのではないかというご意見と承りますが、よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

はい、正式と委員長に言われたら、正式でいきたいです。

○ 樋口博己委員

それは改めて申し入れいただくとして、趣旨としての協議だけはしていただきたいと思っています。

○ 荒木美幸委員長

では、加納委員、樋口委員からもお話がございましたので、まず、どうするかについての協議をここでさせていただき、この申し出の文書については、産業生活常任委員長のほうにもう一度確認をして訂正をしていただくように私のほうからお願いをさせていただきますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、農福連携の取り組みについてを合同の調査ということで所管事務調査になるかと思いますが、させていただくことにつきましては、委員の皆様、よろしいでしょうか、ご同意いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

では、早速ですが、日程です。

産業生活常任委員会のほうから四つの案を提示させていただいておりまして、お手元の資料どおりでございます。

四つございますので、この中でどうしてもこの日程は出席ができない、かなわないという方については、その日時をお聞きしたいと思います。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

では、お返事をしなければいけませんので、申しわけございませんが、お願いいたします。

ほかに。

○ 加納康樹委員

私、ちょっと2、3バツで、1か4でお願いしたいです。

○ 加藤清助委員

私、1バツ。

○ 荒木美幸委員長

1がバツの方は。

○ 加藤清助委員

1というのは2月1日です。

○ 荒木美幸委員長

済みません。では、1月31日がNGといたしますか、だめな方いらっしゃいますか。

○ 加納康樹委員

小川さん待ってもいいよ、それで行くなら。

○ 荒木美幸委員長

まず皆さんのを聞いておきますね。

1月31日がだめな方はいらっしゃいますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

いらっしゃらない。

2案の2月1日がだめな方が加藤委員と加納委員ですね。ありがとうございます。

1月25日がだめな方は。

はい。1月26日がだめな方。

ありがとうございます。といいますと、1月31日が小川委員がよろしければオーケーということになるかと思えます。もうしばらく申しわけございません、ちょっとお時間いただきますように。

○ 加納康樹委員

1日程でいいの。

○ 荒木美幸委員長

今のところ4案、選んでいただいた四つ提示していただいているかと思えますので、まずは1回ということによろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

も含めて文章になっておらん。

○ 樋口博己委員

ちなみに農福連携でもう少し具体的な内容はないですか。

○ 荒木美幸委員長

農福連携、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが……。

○ 樋口博己委員

いやいや、そうじゃなくて、具体的な事業を。

○ 荒木美幸委員長

そうですね。実は、産業生活常任委員長のほうからは農業と福祉の連携、主に障害者の雇用についてになってくるかと思いますが、これは非常に大事なテーマでありながら、今のところ本市としての方向性がまだしっかりと定まっていないのではないかということから、まず、本市の現状をしっかりと調査をして、今後の方向性を協議していきたいというような内容のお言葉をいただいております。

○ 加藤清助委員

所管は商工農水部と。

○ 荒木美幸委員長

商工農水部と健康福祉部になるかと思います。

○ 樋口博己委員

具体的な事業を指すのではなくて基本的な考え方についてと。

○ 荒木美幸委員長

そうです。事業の前にまだそういった方向性であったり、そういったマインドがまだ余りないという状況があるということとぜひやりたいということとあります。

○ 加納康樹委員

まだ終われないんでしょう、きっと、こっちの返事が行かないと、決まらないですね。

○ 荒木美幸委員長

こちらがもし受け入れないということになると……。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員長

もしこちらが聯合審査をしないということになりますと、違うテーマをまたお諮りしなきゃいけないということで。

そうしますと、申しわけございません。今、ほかの委員の方にお聞きをしましたら、1月31日が全員今のところはいいいということで1月31日に決めさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

では、ありがとうございました。

それでは、農福連携の所管事務調査を行う、聯合審査を行うということについては合意がとれたというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

日程については、今のところ皆様のご予定をお聞きして平成30年1月31日の午前10時からとさせていただきます。小川委員の予定がまだはっきりいたしませんので、一応仮ということでございますが、この日程で基本的には進めさせていただきたいと思いますので、小川委員がもしご都合が悪ければ、申しわけございませんけれども、よろしく願いいたします。

○ 加藤清助委員

午前中だけという話やね。

○ 荒木美幸委員長

はい、午前中でございます。よろしく願いいたします。午前10時からお昼までというふうに理解をしていただければよろしいかと思っております。ありがとうございます。

それでは、委員会を再開いたします。大変お待たせして申しわけございませんでした。

議案第44号 四日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額
を定める条例の制定について

○ 荒木美幸委員長

ここからは、四日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを審査いたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、別段ご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言をお願いします。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようでございますので、反対討論がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきたいと思います。

議案第44号四日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定については、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第44号 四日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第51号 工事請負契約の締結について

一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築工事）

—

○ 荒木美幸委員長

続きまして、議案第51号工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事一（建築工事）について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求はありませんでしたので、こちらも質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

ご質疑はございませんか。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

では、ご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきます。

議案第51号工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備

工事（建築工事）一については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第51号 工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築工事）一、採決の結果、別単異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第52号 工事請負契約の締結について

一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築機械整備）一

○ 荒木美幸委員長

続きまして、議案第52号工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転工事整備（建築機械設備）一についての審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

では、別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これにて採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行います。

議案第52号工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築機械設備）一については、原案のとおりを決することにご異議はありませんか。

（異議なし）

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 工事請負契約の締結について一児童発達支援センターあけぼの学園移転整備工事（建築機械設備）一、採決の結果、別単異議なく可決すべきものと決する。]

議案第55号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について

○ 荒木美幸委員長

続きまして、議案第55号四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求がございましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 山口こども未来課参事兼課長

こども未来課長の山口です。よろしく申し上げます。

こども未来課からは少年自然の家と水沢市民広場の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

03教育民生常任委員会の12平成29年11月定例月議会の02こども未来部一般議案追加資料

でございます。

○ 荒木美幸委員長

お願いいたします。

○ 山口こども未来課参事兼課長

4ページをごらんください。

指定管理の業務内容につきましては、少年自然の家及び水沢市民広場の管理運営業務となっております。指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年度となります。

募集及び選定の経過につきましては、ことしの7月に募集要項の審査、配布、それから市ホームページへの掲載、応募者への現地説明会を行いました。次の翌月8月には応募者からの質問書への回答を経まして指定申請書の提出となりました。9月には選定委員会により応募者ヒアリングが行われ、10月に総合審査が行われました。

その結果、総合審査での選定結果につきましては、提案価格では西武造園さんが14.7点、サンアメニティが15点差と僅差ではありましたが、提案内容では西武造園が62.6点、サンアメニティが54.7点と大きく差がつかしました。その結果、西武造園が総計77.3点となりまして、選定されました。

選定評価基準につきましては、ページを飛んでいただきまして7ページに別紙1として記載しております。事業への具体的な取り組みや安全管理、緊急時等の対応を重視しております。この審査基準に基づきまして両者に採点された集計表については、次の8ページの別紙2となっております。

得点差の大きな項目につきましては、事業への具体的な取り組み方を安全管理、緊急時等の対応となっております。

選定委員会からの審査講評につきましては、ちょっとページをまた戻っていただきまして、5ページ、6ページに参考として掲載しております。

講評内容につきましては、西武造園の安全管理や植物を通じた育みが評価され、サンアメニティについては、一般的な施設管理では十分であるものの、具体的な提案では不安が残る結果であったとなっております。

また、選定されました西武造園株式会社につきましては、樋口博己委員より、公共施設

の管理運営実績について資料請求がありましたので、代表的な一覧表として9ページのほうに掲載しております。

宿泊施設では、横浜市、滋賀県、横須賀市の各施設を、国営公園の運営維持管理3施設、それから、指定管理事業としては、関東及び関西の公園約30施設を行っておりまして、全国で52カ所、155公園等で管理運営を行っている事業者でございます。また、同社特有の体験型の環境プログラムも開発しており、下記のとおりイベント実績もございます。

次に、10ページをごらんください。

こちらにつきましては、加藤委員から指定管理料がふえているのはなぜかとの質問をいただきましたので、今回と、それから前回の債務負担行為金額との比較表を掲載したものでございます。上段のほうが5カ年全体、それから、下段、矢印の下ですけれども、こちらがそれを5分の1にしまして1年平均として算出したものでございます。

主な増加要因としましては、利用者数増加による積算人数の増加、それから正規職員や臨時職員の単価の改定、それから消費税の引き上げとなっております。

最後に、11ページをごらんください。

こちらにつきましても加藤委員のほうから社会教育施設の指定管理はなじむのかとの質問をいただきましたので、過去10年程度の実績をまとめたものです。少年自然の家の直営時と指定管理時との利用者数、それから事業数、利用者アンケートの結果をまとめさせていただきました。

利用者数につきましては年度ごとに増加しておりまして、増加の要因は、指定管理者となってから休館日をなくしまして、また、主催事業を数多く行ったことによります。また、大門池でのカヤック体験など、民間のノウハウを生かした新たな体験活動を生み出したことも利用人数の増加要因となっております。

一番下の6番、利用者アンケートにつきましては、大変満足との回答が年々増加している状況でございます。これらのことから、指定管理者制度を導入し、十分な成果が上がっていると考えております。

説明は以上です。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

○ 小川政人委員

ちょっと悪いけど、もう出ておったらごめん、よう探さんで教えてほしいんやけど、審査委員は。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

青少年育成室、小林です。

審査報告書のほうがホームページ上に上がっておるかと思います。これには名前のほうが審査員、上げられていると思いますが、載っていませんか。

○ 荒木美幸委員長

ホームページ。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

ごめんなさい、ホームページのほうに上がっている状況です。こちらのほうには上がっておりません。

言わせていただきます。

委員長、青木雅生。それから、肩書は委員長。

○ 荒木美幸委員長

所属と。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

出身大学ですか。済みません、三重大学です。

ちょっとほかについては、それぞれ委員については、建築士、それから、税理士等が入っているということなんですが、それぞれについて何をされているかというのはちょっと定かではありませんので、済みません、委員名を言わせていただきました。

○ 小川政人委員

この自然の家の前の……。

○ 荒木美幸委員長

資料を出していただきましょうか、審査委員一覧。

○ 小川政人委員

前にこれ、問題になっているのにさ、審査員がおかしいということで一回延びた案件なんやで、こんなもんきちっとしておかんと、学習しておらん証拠やで、前のことを。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

申しわけございません。

○ 荒木美幸委員長

じゃ、今用意していただいておりますので、申しわけございません。

その他の質疑ございましたら挙手をお願いいたします。

○ 豊田政典委員

じゃ、追加資料の10ページに比較があるんですけど、小学館が随分安かったのかなという思いもあるんですけども、今聞くのは債務負担行為額が上がっていると、増額の要因が三つ書いてあって、この三つを足し算するとこの債務負担行為の増額分になると、そんな理解ですよ。

○ 山口参事兼こども未来課長

そういうことでございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、今回提案内容を精査してみたところ、小学館のときよりも金額が高いんですけど、内容的にもこの3要素を足し引きしてもプラスになるということなのか、それとも、少し劣るのかとか、その辺は総括的にどうなんですか。

○ 山口こども未来課参事兼課長

1点は、消費税というのは、当然これ、パーセンテージとして上がっていますので、5年前と今と比べれば上がっているということと、人件費単価も当然上がっているという形になります。

あと、人数についても、実は小学館当時にやられていることを十分西武造園さんのほうも研究されておられまして、それをやるには自分のところではどれだけの人数と人件費が要るということを計算されてこれを出されておられるということですので、我々としては、もう一点、安心・安全の面で審査を行っておりますので、それをクリアするためには、確かにこの同社が計算されているその人数でいっていかないと達成できないというふうに考えておりますので、必然的に人数はふえているという形で思っております。

○ 豊田政典委員

同じ質問になりますけど、提案内容を見る限り、小学館のころのサービス内容から下がることはないの。それを断言して。

○ 山口こども未来課参事兼課長

事業数と事業内容とも、小学館当時、むしろ以上にふえておるとい形になっております。

○ 荒木美幸委員長

他にございますでしょうか。

○ 樋口博己委員

指定管理者が変わるんですけど、実として今働いてみえる方の継続した雇用が前提なのか、それとも、もう全然一新するのか、その辺の何か仕様書が書いてあるのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

仕様書には書いていないですが、今現在西武造園のほうがかけて、今いるスタッフ、

それから、所長も含めて残るといふような意思があれば残っていただくということで、できるだけ運営に支障がない、そういうような状況をつくっていただいております。

○ 樋口博己委員

そうすると、もし仮に今おみえになるスタッフの方がそのまま残ったとしても、さきの豊田議長の質疑の中では、人としてはさらにふえるということではないですかね。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

はい、そうです。

○ 樋口博己委員

はい、わかりました。

9ページの西武造園さんの実績をリストで上げてもらったんですけども、これは済みません、小学館のときの資料は僕余り記憶ないですけど小学館のときの実績と西武造園さんの実績と評価、比べるとどうなのかということと、あともう一つ、指定管理、今回漏れましたけど、もう一つの事業者とのこういった運営の実績をどのように評価してみえるのでしょうか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

事前にその辺の選定委員会の中でも宿泊施設はどれぐらいあるのかというようなご質問があって、両方からその内容を上げていただきました。その一部が西武造園で載せさせていただいている宿泊施設です。

サンアメニティのほうは、あと一軒ぐらい宿泊施設が多いというような状況で、それで、あとサンアメニティのほうは、例えば温泉とか、指定管理で言えば、それから海洋センター、それからスポーツの森とか、ちょっと西武造園とは違うような内容での指定管理を現在行っているという状況です。

それから、小学館のほうは、いろんな内容について、宿泊施設については、その当時は今よりも多かったと思います。ただ、この前にご説明をさせていただいたように、宿泊施設の野外施設からは撤退しているという状況で、今、野外施設としては明石の自然の家があるという状況です。

○ 樋口博己委員

8ページの数字的、評価的に一番大きく違うのが、安全管理は重視したという話だったんですけども、事業への具体的な取り組み、機能性、独創性というのが少し点が開いていると思うんですけども、この辺はどのような評価でこういう点になったんでしょうか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

まず、先ほど課長のほうから説明をさせていただきましたこの評価基準表、まず、これに基づいてそれぞれがどのようなことについて危機管理等、安全に気を配った提案があるかというようなことで採点を行いました。

具体的には利用者に対する安全管理ということで、西武造園からは自然教室実施の安全対策、それから、受け入れ事業及び主催事業開催時の安全対策、それから、カヤックが今現在結構人気になってきたということで、カヤック体験時の安全対策、これはマニュアルも作成する。それから、災害時、緊急時、それから、夜間休日対応の体制、それから、感染症、それからアレルギー対応等、その辺のあたりは10ページほどにわたって提案をいただいたというような状況です。

○ 樋口博己委員

わかりました、ありがとうございます。

全体的に……。

○ 荒木美幸委員長

山口こども未来課長、追加でございますか。

○ 山口こども未来課参事兼課長

先ほどの選定委員の結果が今……。

○ 樋口博己委員

その質疑ではないです、僕は。

○ 荒木美幸委員長

後で、じゃ、補足ではなかったんですね。

じゃ、樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

全体的に安全対策、危機管理上の高い評価が得られたということですね。わかりました、ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員長

ちょっとお待ちください。

他にございますか。

今、資料が届いたようですので、では、まず、お配りいただけますか、お手元に資料を。今用意していただいたんじゃないですか。

○ 山口こども未来課参事兼課長

とりあえず読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員長

済みません、申しわけございません。では、資料を準備していただきますので、加藤委員、お願いいたします。どうぞ。

○ 加藤清助委員

じゃ、お先に。

さっき冒頭、小川さんのほうから、この施設の指定管理は振り返ると一回選考委員が公募のときに応募してきたところとかかわりがある人がおって問題になって、1年間直営に戻して、また指定管理した、そういう経過でさっきの資料にも数字のほうでそういうのが読み取れますけれども、僕はそもそも、もちろん地方自治法の改正で公の施設を民間の株式会社も含めて管理と運営もできるようになったということは、それはそれで全ての施設がそぐわないとは思わへんのやけど、とりわけ社会教育施設というのが本当に指定管理者に委ねていいのかなというのは疑問を持ちながらずっと見ていて、だからこそ検証して慎

重にやらないといけないなという思いは前提部分でしています。

それは何でかということ、やっぱり社会教育施設をこれまで市が直営あるいは業務委託でやってきたのと指定管理に委ねるというのは全く性格が異なるわけですね。責任の範囲だとか日常的な——もちろん分厚いモニタリングレポート、1年に1回、誰も見やんようなやつは配ってくれるけど——それに投入しているコストだってあるわけね。コストの比較でいうと、やっぱりさっきは指定管理に委ねてからのコストの3年、5年単位の比較はあるけど、じゃ、指定管理に委ねる前の10年ぐらい前かな、直営でやっていたときのコストはどれぐらいだったんかというのは比較の対象に上がってこないでしょう。

指定管理はもちろんコスト削減という意味合いも全体の流れの中であつたし、サービスが向上するということと、それから、事業が継続できるかということと、公平公正な市民の利用が担保されるかという、僕は四つぐらいのその視点で指定管理の指定を行うチェックをしていかなあかなというふうに思っていて、市の条例に基づいて今回も西武グループの西武造園さん、物すごいホールディングスやと思うんやけど、いっぱい事業をやっていて、さっきも紹介あったように、全国でいっぱい公の施設のこういう自然の学習の施設は実績はあるんだけど、一方で、じゃ、条例に基づいて四日市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づいてやっていくわけやで、そうすると、指定を受けようとする団体は、もちろん施設の事業計画書というのを出すんですね。

さっき説明の中で、やっぱり安全管理が大事だと思っておる、当然やと思うよね。主に子供たちが利用する施設で、ましてや何とか池でカヤックが人気で、そうなれば、当然事故リスクも抱えるわけですね。

僕は思い出すけど、浜名湖で中学生の女の子が死亡事故を起こした、あれも指定管理の施設でやっていて、その後、裁判で施設所長かなんかがあれされていたと思いますけど、そういう事業計画の中で、10ページにわたる安全管理の対策書が事業計画書に添えられているとは思うんやけど、でも、市は設置者ですね。だから、当然何か事故があれば、それはみんなリスク、責任は指定管理者、そのときの株式会社の人が負うということにはならないと思うんですね。

だから、その点で本当に、ここには何も選考委員会の講評とか点数とか出てくるけれども、じゃ、どんな事業計画書と安全管理対策をやるかって出されたのかというのは、これ、何かもう選考が終わったら公開されるの。選考して、ここの議決があつて指定されたら公開されるの、その点はどうなの。今までは企業秘密で出せませんかということやっ

たけど。

○ 荒木美幸委員長

安全管理のその書面についてですね。

○ 加藤清助委員

だから、事業者が提案書で出した内容ですよ。市の仕様書に基づいて出したやつは。

○ 荒木美幸委員長

それについて、どなたにご答弁いただけますか。

○ 加藤清助委員

公開制はいつ公開制が。

○ 山口こども未来課参事兼課長

済みません、今、こちらの書類については、一応行財政改革推進室のほうでの指定管理委員での書類という形になっておりますので、そちらのほうを確認してみないと、いつから公開できるかというのは、ちょっと現状では把握しておりません。

○ 加藤清助委員

でも、この施設だけじゃないでしょう、指定管理で施設、所管しているところ。所管、ここだけ、こども未来部では、指定管理。

○ 荒木美幸委員長

ほかにもありますね。

○ 加藤清助委員

そうだよな。だから、一般論で言えるでしょう。

だから、もちろん応募して選考されている時点は企業秘密とかって言われますよね、競合するから。でも、条例に基づいてその事業計画書は出しているわけやんか、経営計画も

含めて。そこにはどれぐらいの利用収入で、指定管理料をこれだけいただいてやると人件費がどうのこうなので、最終よくあったけど一般管理費、いわゆる利益やわね、どうするかという計画も出されていると思うんですよね。

それは単年度ではもちろん指定管理者になれば、モニタリングレポートにあるように事業計画と決算結果報告は出るんですけど、この指定管理の指定を行う時点での情報公開というのは、いつの時点でどの程度やられるのかというのは、ほかの指定管理の状況であるでしょう、あなた方の所管している施設で。

○ 荒木美幸委員長

一般的な指定管理のそういった情報公開のタイミングというのはいつになるのかという内容だと思うんですが、これについてはご答弁いただけますか。今の加藤委員のお尋ねについてです。

○ 山口こども未来課参事兼課長

我々、指定管理についての全体的な様子というのはわかりませんので、今ちょっと行財政改革推進室のほうに確認に行っておりますので、職員が。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、これ、確認をしていただきますが、採決にはかかわりますでしょうか。

○ 加藤清助委員

一応参考にはするわな。

○ 荒木美幸委員長

わかりました。では、早速確認をお願いいたします。

○ 加藤清助委員

それで、私たちがこの提案の、ある指定管理者の西武造園グループを議決で指定した後には協定も結んでいくわけですよね。だから、協定に結ぶ前提の段階の中身が今説明でちらほらあった部分はあると思うんですけど、だから、やっぱりそういうのをしっかりして僕

らも指定の議決を行わないと、一回もう10年前に民間に指定管理に指定をしたから、次はまた5年来たら公募して、選考委員会、また違う人がやって、ここですよという点数つけて、それでころころ、言うたら5年ごとに変わっていく可能性だってあるわけじゃないですか。それが冒頭に言った社会教育の公の施設として僕はなじむのかなという思いがあるわけですよ。

5年ごとに管理運営者が変わっていくなんてさ、幾らアンケートでサービスがええとか、点数を言われても、それだけの尺度でいいのかなという思いは率直にしているもので、5年ごとに変わっていくということについては何も思わへんの。皆さんの手からどんどんこぼれていくわけや、今まで少年自然の家、曲がりなりにも委託、管理運営でやっていたやつが。年1回のモニタリングレポート作成のために月1回ぐらい聞き取りに行つてあれをつくっているだけで、詳細はもう手のひらから落ちているでしょう、向こうが黒になっていくから。そういうデメリットはあるでしょうと僕は言いたいわけ。5年ごとに変わっていくことについてとか、そういうデメリットについて、もし所感があれば。

○ 市川子ども未来部長

5年ごとに変わるかもしれないということでございます。

私ども小学館さんが継続していただければなというような希望は持っておりましたけれども、これは社の方針でいたし方ないということはお聞きしております。できれば継続していただきたかったというのが本音でございます。

中身でございますけれども、月1回というか、大きな催しがあるときには、必ず職員が行つて確認をするようにはしておりますし、月に1回以上、必ず出向いて確認はしております。

あと、少年自然の家は、うちの四日市市の小学校5年生のお子さんと、それから、中学校の1年生のお子さんが自然教室で利用していただきます。当然そういったところからいろいろなご感想も寄せられるところでございますので、うちとしては基本的には仕様に基づいて運営をしていただいておりますので、その仕様書に書いてあります条件というのは現状満たしていただいていると思っております。

ただ、西武造園さんについてはこれからの指定でございますので、今の状態、今の段階で小学館さん以上というのは、計画書で判断はできますけれども、実際に運用をされてからもきっちりとされているということを市として、設置管理者としましてきちんと確認

をさせていただくということをお約束するしかないかなと思っております。

○ 加藤清助委員

最後の部分、5年ごとにとか民間に委ねていくことによる設置者としてのデメリットと
いうか、ノウハウが薄れていくじゃないですか、当然。そういうデメリットはあると思っ
ておるのか、ないと思っておるのか。

○ 市川こども未来部長

直営にした場合でも、私どもは職員の異動もございますし、ノウハウという面では——
こぼれ落ちていくというふうに申し上げたほうが、そういうお言葉が加藤委員のほうから
はありましたけれども——逆に、民間のほうで続けていただくことによって蓄積されるノ
ウハウというものもありますし、それから、さっきの危機管理上の運営、危機管理上のマ
ニュアルであったり、あるいはいろいろ評判を聞きますと、食堂についてもかなり改善さ
れたとの利用者のお声も聞いておりますし、総合して指定管理が即いけないということでは
ないと、もちろんメリットもあり、デメリットもあることは承知しておりますけれども、
総合的に見て、うちは指定管理を継続していくという選択が望ましいと思って現在もそれ
をやっております。

○ 加藤清助委員

僕、最後にしますけど、この施設はかなり、昭和四十何年ぐらいやったかな、古いよな。
昭和48年やった。分館のほうね。大きいほうはまだ新しいかと思うけど、分館のそのと
ころは古い施設で、仮に指定管理者に委ねてずっといく、繰り返していくにしても、当然施
設の更新だとか、いや、もうここ、少年自然の家を廃止するんやったら別やけど、それが
前提で考えていくと、施設更新も考えんならん範疇の時期を迎えておると思うんやけど、
そこら辺の公共施設の更新のあれというのは、お考えとか方針はあるんですか。

○ 市川こども未来部長

教育民生常任委員会でも予算のときにたびたび少年自然の家につきましてもアセットマ
ネジメントをお願いしているところでございます。

最近ですと、合併浄化槽もかなり老朽化しておりましたので、これを更新させていただ

きましたし、それから、あとボイラー等の施設、計画的に年次的に長寿命化を図るべくアセットマネジメント計画に基づいて更新をしておるところでございます。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、いいですか。

先ほど加藤委員のほうから1点確認ということで、指定管理者における安全管理等の内容については一般的にどのタイミングで公開されるのかという財政当局への確認ができておりましたら、お答えをいただきたいと思います。

○ 山口こども未来課参事兼課長

今ちょっと財政経営部のほうに職員を走らせたんですけれども、今別の委員会に全て入っておりまして、お互いに連絡とれない状態でちょっと申しわけないですが、現時点ではまだお答えできません。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、後刻でよろしいでしょうか。申しわけございません。

小川委員、よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

済みません、一つ前ぐらいの加藤委員とのやりとりで、部長のほうから自然教室云々という言葉が出たので、あえて突っ込ませてもらうんですけど、追加資料でも5ページになるんですか、審査講評がついていまして、その2段目の冒頭で、本件施設は小中学校の自然教室の受け入れが主たる業務となることからという大前提でこの審査が行われているようなんですけど、今ペーパーでもお示しをいただいた審査員の皆さんは、平成30年度から教育委員会が中1の自然教室を1泊削るということを承知の上で審査されたんですよね。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

その時点ではまだ決まっておりませんというか、協議のほうはまだ行われている最中だったと思います。ですので、ここの時点では、小学校、中学校それぞれ何泊何日という確認という、そこまでは至らない中での審査というような状況でした。

○ 加納康樹委員

私のターゲットは教育委員会なので、余りこども未来部に突っ込むつもりはないんですけど、でも、とはいうものの、やっぱり指定管理の前提条件として、ここにも審査講評の大前提として小中学校の自然教室の受け入れが主たる業務となると書いているところのその主たるが大幅に削減されるということが示されない状態で指定管理の審査が行われたというのは、これはちょっと疑義が残ると思うんですが、いかがですか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

その中で、宿泊については行うということで、宿泊についてどのようなことが危機管理的に必要なかというような議論ではそれぞれ意見をいただきました。

○ 加納康樹委員

その宿泊が中学校の分がばさっと、ですから事実上、半分削られるわけなので、指定管理者としては、その危機管理のコスト、手間が軽減もされるという見方も素人的には思うので、となると、いろんな質疑の中で前段あったように、小学館のときよりも指定管理料が上がるということがますますおかしく考えられるんですが、その辺はいかがですか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

その時点につきましては、指定管理料につきましては、自然教室のほうに何泊泊まる、収入の分がどのようになるかというような状況になろうかと思います。そこについては今後10年間というような、延長されればありましたので、そこについては説明の段階でどのような状況になるかはわからないというのは、ご説明のほうはさせていただきました。

○ 加納康樹委員

どういうふうになるのかわからないけど、小学館さんのときに大分絞ったし、若干人件費も上がった、消費税がどうのこうので、小学館さん、手を引かれたから、ちょっと甘くてもいいから認めたよという、そういうことなんですか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

小学館のときに今現在どうだったかというようなあたりの比較もありましたが、済みません、ちょっとずれるようであったら申しわけないんですが、宿泊数というような部分、それから、それに伴って収入についてはまた違う指定管理ですので、違う宿泊等を誘致する中で、収入があるものというような前提の中で進めていただいたと思っております。

○ 加納康樹委員

私、あくまでターゲットは教育委員会なので、この程度にとどめますけど、とはいうものの、審査講評の大上段で構えた自然教室の受け入れが主たる業務とうたっておきながら、それが実は初年度からばっさり削られてスタートするというのは、これ、審査員の皆様が——その時点でははっきりしなかった、はっきりしなかったのか全然知らなかったのかでも大分違うと思うんですけど——そういう点でこの審査講評には大いに疑問が残ることだけは言わせていただきたいと思います。

とりあえず、もう以上です。

○ 荒木美幸委員長

他にございますか。

小川委員、資料をお配りいただきましたけど、よろしいですか。

○ 小川政人委員

資料いただいたんだけど、応募2社と利害関係のある人はいないということで確認はとれているのかな。

○ 荒木美幸委員長

その点、明確にお願いをいたします。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

この選定につきましては、私どもが行っておりません。ただ、そういうご質問は受けると思っておりましたので確認しましたら、確認書ということで、今自然の家のほうに何か関係があるというようなことがないという確認書を出していただいて、この方たちが最終的に選定されているというような状況です。

○ 小川政人委員

ちょっと意味がわからんけど、自然の家と関係がないって、そんなこと聞いておらへん。

○ 荒木美幸委員長

業者のほうとの関係です。

○ 小川政人委員

この2社と関係があるかという。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

済みません。サンアメニティ、それから、西武造園とも関係がないというような確認は行っております。

○ 小川政人委員

それは確認書で。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

はい、そう聞いております。

○ 小川政人委員

後から出せる。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

確認書ですか。今、1枚、例は持っております。ちょっとお待ちください。

○ 荒木美幸委員長

その書類があるということですね。

では、後刻で小川委員、よろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

では、後刻で構いませんので、それを提出していただきますようお願いをいたします。
他にございますか。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

ちょっと申しわけありません。それぞれのサンプルとして今1部持っているんですけど、それぞれの個人個人が書いたもんについては財政経営部のほうが持ってみえますので、それについては確認をしないと出せるかどうかはちょっとわからないので、今確認をしてきてもらってよろしいですか、済みません。

○ 荒木美幸委員長

後刻でいいですので、調整をして出せるものをきちんと出していただきたいと思いますが。

○ 小川政人委員

出せやんなら否決やぞ。

○ 荒木美幸委員長

市川部長、お願いします。

○ 市川こども未来部長

済みません、当然のことながら前回のことも踏まえまして確認をしておりますので、確認書を調整の上、出させていただきますのでよろしくお願いします。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

さっき加納さんが問うていた小中の自然教室の宿泊の受け入れが減るという話は、それは事業計画書の中で出ていて、それをそういう前提に審査したかというやりとりあったの、確認やけど。

○ 荒木美幸委員長

2泊3日で仕様を出したかということですよ。

○ 加藤清助委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

それ、ちょっと教えていただけますか、じゃ、仕様書に。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

そこについては2泊3日とうたっておりません。

○ 加藤清助委員

減るとかなんとかって言わへんだっけ、減るとかって言わへんだ。減る提案になっておると言わへんだ。

○ 加納康樹委員

教育委員会がね。

○ 加藤清助委員

教育委員会がか。そうすると、事業者は違うわけ。

○ 小川政人委員

1泊減るということは、収入が減るんやわな。どれだけ減るか影響……。

○ 加藤清助委員

でも、さっき、答弁のやりとりの中で、その減った分はほかの宿泊でどうのこうのと言わへんだ、収入。ほかの宿泊って誰が宿泊するんやと思ってさ。どんな事業……。

○ 樋口博己委員

学校じゃなくて、民間という話じゃないですか。

○ 加藤清助委員

それ、わかんないでしょう。だから、どんなプレゼンテーションが事業者から提案されたんかというのがな。例えばその1点についても非常に不透明で、指定管理料は、西武造園さんは小学館のときよりも七、八千万円多い提案をしてきているわけやな。消費税が上がるからとか云々かんぬん、利用収入がどうのこうのとかって言うんやけど、いまいち不透明な部分が多いんやわ。

○ 荒木美幸委員長

不透明な部分とかって今もありましたけど、それについてもう少し資料であったりとか答弁をと、加藤委員いかがでしょうか。

○ 小川政人委員

1泊なくなるんやで、収入が幾ら減るんかというのを、それはわかっておるんやろう。そのことは応募してきた2社は知らないんやわな、減るっていう、今までよりも規定の事業が減って、収入が減るということは知っていない状態で応募してきておるんやな。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

確かに1泊減るとい、今後決まる中で事実は発生すると思います、もしも決まるのであれば。その中で、こちらのほうの仕様書のほうには、小学校が何泊何日で中学校が何泊何日というような状況のことは書いてありません。ただ、宿泊施設として体験学習である自然教室のほうをしっかりと行うというような中で、集団宿泊訓練ということで、その安全管理のほうを充実させてほしいというようなことで説明をさせていただきました。

ですので、指定管理で応募されたところが2泊3日から1泊2日に減るといような状

況はなしに収入のほうをどれだけ求めるかというようなあたりについては、具体的ではありませんが、そのあたりについてはほかの業務も含めて考えていただいたと思っております。

○ 小川政人委員

加納さんの繰り返しになるんやけど、主たる業務が宿泊ということになっておって、その3分の1が減るわけや、主たる業務のな、とりあえず、小中学生の宿泊の受け入れということていくとな。そうすると、それは大きなところからの事業継続の中で、その部分のマイナス金額ってわかるの。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

それについては算出していないのが現状です。

○ 樋口博己委員

挙手を。当てられてないに。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

済みません、申しわけないです。苦しくなってきたいろいろ答弁している中で申しわけないです。

○ 小川政人委員

苦しかったらやめておけさ、むちゃくちゃ言うなよ。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

申しわけありません。

○ 荒木美幸委員長

済みません、確認ですけれども、今ご提出いただいた選定委員の名簿がございますが、この選定委員の方々は、その前提ではない状況の中で審査をしたということでよかったですよね。そうですね、そういうことですね。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

はい、そうです。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございます。

○ 小川政人委員

選定ではなかったけど、過去の例から見て、過去の実績からいって小中学校が1泊2日と2泊3日をしているということは知っていると思うんや。その辺で、あんたは減るのを知らなかったと言うんやけど、だから、金額的に大きく収入が減るで契約が高くなったということかな、利益が出やんから。その辺がどうなっているのかなと思って。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

それについては、収入については人件費ということで最初に冒頭に課長からお話をさせていただきましたが、その部分が多くありますので、その部分も含めて指定管理料が上がったというような状況ではございません。

市内小中学校の利用といたしますと、年間、平成28年度実績でいきますと、1万人前後ということで、利用者のほうについては5万5698名の利用がございます。ですので、その1泊が非常に大きく収入にかかわってくる、それを揺るがすような状況ではないと考えております。

○ 小川政人委員

だから、金額を言えやさ、揺るがす状況じゃないという。じゃ、小中学校を除いた全宿泊者は何人や。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、済みません、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今議論が続いておりますけど、これは議案審査でございますので、少し広がってきているかなと思いますので、一度整理を理事者のほうにもしていただ

きたいと思いますので、一旦ここで休憩をとらせていただいて、整理をしていただいて、ご答弁をいただくということで、小川委員、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

いいけれども、大きく収入が、今までと同じと思って応募したら、収入が大きく減ったがという、それも四日市側から減らされたという、まことにかわいそうな現象になるんやけど、そこら辺のことをきちっとしてやらんと不親切と違うのかな。それ、どう思っておるのかな。

だから、金額と人数を出してくれさ。

○ 荒木美幸委員長

では、一旦ここで休憩とさせていただきます。

30分再開といたします。よろしく願いいたします。

15 : 20 休憩

15 : 30 再開

○ 荒木美幸委員長

済みません、それでは、教育民生常任委員会、再開させていただきます。

まず、当局のほうから、今議題になっております少年自然の家の指定管理料等についての自然教室の宿泊減の概算で結構ですので、その辺の金額等についてご説明をいただきたいと思います。

○ 市川こども未来部長

済みません、ごたごたしまして申しわけなかったです。

少年自然の家の宿泊利用料につきましては、中学生以下の市内のお子さんについては1泊410円をいただいております。市外のお子さんについては820円をいただいております。同様に寝具料として210円、市内、市外が420円ということになっております。

ですので、市内のお子さんの宿泊料単体といたしましては620円。このほかに食事代等

も入ってくる可能性がございますけれども、これをちょっと置いておきまして、宿泊料のみで概算をいたしますと、1学年が大体3000人前後でございます。ざっと掛けさせていただいて180万円から190万円ぐらいのところ、宿泊料だけの影響でそれぐらいになるというふうに考えております。

それと、先ほどから中学生の少年自然の家の体験が2泊3日から1泊2日になるということについて、私どもは、済みませんが、この指定管理の選定の段階では教育委員会からは聞いておりませんでしたので、その旨説明をさせていただいておりません。ただ、仕様書の中にこれが確約されているということではございません。

もう一点は、年々市外の利用者の方もふえております。平成19年にそれこそ市外利用者は5000人弱だったのが、平成28年には1万9207人と、ほとんど2万人のところまでふえてきております。市外の中学生の方が来ていただくこともございますし、あるいはスポーツ団体さんのご利用等もございますので、そういったところにも力を入れていきたいというふうに考えます。

以上です。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

小川委員、概算ということでのご説明でしたが、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

一言だけ。

やっぱり収入が減ってくると、その分管理をけちらなあかんようなことにもなるもので、その辺のことをきちっと考えてやらな。教育委員会もそんな突然にやめるよりも、きちっと聞いておいて、今度の契約の更改のときに何かそういう収入源になるような大きなものがなくなるということの中では、やっぱりそういうことも相手のほうに教えておいてやらんとあかんで、もっと早う決めろと言ったって。反対したるけど、減らさんように反対する、協力する。

○ 荒木美幸委員長

ということでよろしいでしょうか、ご意見ということで承ってよろしいでしょうか。

では、ほかに質疑ございますか。

○ 荻須智之委員

ちょっと細かいことなんですが、このカヤック体験というのを見せていただいて、安全指導にかかわるこれの資格というのはどんな資格者がみえるのかというのはわかる範囲で。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

このカヤック体験については、研修というのを行って、それぞれがどういう状況があったときにはどうするというようなことを研修で学習しております。

それから、それぞれの危機管理のシステムに沿ってどのように行うという状況の意思疎通というのでは、それぞれしっかりと所長のほうからこういうような状況になったらこういうような対応をする、または小学館のほうからもそういう指導のほうを受ける中で行っていると聞いております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

例えばライフベストも安全規格を通っているやつ、通っていないやつとか、結構細かく見ていくと厳しいし、いざ落水して、泳いで助けられるのかなという懸念もあって、日本赤十字社の水上安全法の救助員とかをとられている人が1人はおっていただいたほうがいいのかなとも思うんですが。ただ研修を行っているというだけでは、実際に救助ができるのかというのが非常に心配されますので、そういう点でほかのきちとした資格を持った方が入るといって指導ができるといいなというふうに思います。要望にしておきますけど。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

ありがとうございます。何かあったら、本当に一度が全てに影響するような……。

○ 荒木美幸委員長

挙手をしてから、指名させていただきますので。

○ 小林こども未来課副参事兼青少年育成室長

全てのことに影響を及ぼすということで、今言うていただいた要望についてはきちっと伝えたいと考えております。ありがとうございます。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきます。

議案第55号四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について、採決の結果、別単異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

では、これもちまして、こども未来部所管の議案審査は全て終了でございます。

協議事項におきましては、後ほどまた後刻ということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、理事者の入れかえがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

では、これより教育委員会所管の議案につきまして審査を行います。

まず、教育長よりご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。引き続きどうぞ教育委員会分のご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

中身としましては、補正予算、それから債務負担行為補正、それと条例制定、改正と契約締結でございます。どうぞよろしくご指導のほうをお願いいたします。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

第6項 保健体育費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 荒木美幸委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第6項保健体育費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 今村教育施設課長

済みません、教育施設課長の今村です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料ですけど、タブレットのほう、03教育民生常任委員会、12平成29年11月定例会、03教育委員会予算分科会、一般議案追加資料、債務負担行為補正、24分の4をごらんください。

○ 荒木美幸委員長

よろしいでしょうか、皆様、資料は。

お願いいたします。

○ 今村教育施設課長

屋上防水改修工事についてということで、加藤委員より2点、小学校の屋上防水事業についてご質問をいただきました。

まず、今回、補正予算にて小学校3校の建設年度が異なる屋上防水工事が上がっているが、これで小学校38校のうち、昭和51年度から59年度の建設のものは全て改修されるのかとご質問をいただきました。

屋上防水改修につきましては、現在40年代建設の校舎について、学校施設整備計画に基づいて大規模改修工事の際に合わせて全面改修を行っております。一方で、今回の3校のような昭和50年代建設の校舎につきましては、既存の防水槽の劣化がひどく、部分補修では雨漏りを防止することができない場合については、大規模改修工事を待たずに補正予算にて全面改修を行いたいと考えております。

過去の改修状況としましては、改築、大規模改修や補正にて対応したものが19棟で、平成32年までに学校施設整備計画で位置づけられているのが17棟です。そのほかの校舎については、次期の学校施設計画で検討していきたいと考えております。

次に、今回の屋上防水の工法は従来施工したものと同一工法をとっているのかとご質問をいただきました。

現在は、校舎には少しでも夏の暑さ、冬の寒さを防ぐことでより学習環境の向上を図る

ため、下の図の建築の附帯コンクリート面に断熱材を敷き、その上に防水材を張る断熱工法による防水改修を行っております。以前の建物では行っていませんでしたが、平成23年度より校舎改築工事、大規模改修工事など全面的に屋上防水を行う際には断熱工法を採用しております。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

続いてお願いいたします。

○ 廣瀬指導課長

指導課長の廣瀬でございます。

タブレットの24分の5、次のページをお願いいたします。済みません、24分の5をお願いいたします。

中学校における自然教室の日程の変更につきまして、加納委員から資料請求をいただきましたので、お願いいたします。

経緯につきましては、2泊3日を1泊2日に変更する経緯につきましては、(2)のとおり、昨年度末の自然教室運営委員会、①の平成28年度第3回の自然教室運営委員会というのがございます。その中で中学校の校長会の代表の委員より、中学校全体の要望として次年度の自然教室を1泊2日もしくは2泊3日との選択制に変更してほしいとのご提案を受けて、これについて検討してほしいというようなことを受けました。それを受けまして、本年度29年の第1回の自然教室運営委員会で問題点の整理等をさせていただいたところで、

選択制の日程につきましては、予算の編成に当たって平等性等々、それから、2泊3日の学校と1泊2日の学校があることについて、子供たちの気持ち等、どちらかにそろえるべきであるということで検討いたしまして、校長会の代表の委員に再度検討いただくようお願いをしたところでは、あわせて、1泊2日にした場合のさまざまなメリット、生徒にとって、教職員にとって、また、宿泊させていただく自然の家にとってのメリット・デメリットについても一度考えていこうということで、各毎月の校長会やブロックの校長会にて意見集約、検討をお願いしたところでは、

メリット・デメリットにつきましては、生徒については、体験活動の時間が1泊減りま

すので、確実にそういった時間は短くなるというデメリットはございますが、体力的な負担の軽減になるとか、このごろアレルギー対応とか、環境に適応しにくいお子さんも多うございますので、そういったお子さんについても、1泊なら宿泊が可能で、多くの子供たちが参加して人間関係を築いていく、そういった活動ができるのではないかとというようなご意見もいただいているところです。

教職員につきましては、勤務時間の負担軽減になるというようなこともありますけれども、子供たちが宿泊する活動を行うことで、一緒に過ごすことで、いろんな子供の新しい姿を見る機会が少し少なくなるというようなデメリットもあるというような話を聞いております。

少年自然の家につきましては、宿泊者数が減ります。鈴鹿青少年センターに大きな学校、200人を超える学校5校が行っておりますので、大体残り17校1500人なんですけど、この子供たちが2泊分、3000人を少し上回る数字ですが、そこが半分になってしまう、こういった減収になってしまうということは考えております。

その中で対応策といたしましては、200人ぎりぎりの学校、大きな学校、常磐中と山手中は220人とか大きな数ですので、そのまま鈴鹿青少年センターのほうを使っていただいて、南中、朝明中、内部中、200人ぎりぎり、または切る学校については、四日市少年自然の家が変わっていただくことで550人プラスすることで、少しでも減収と宿泊者数の減をしようと考えてまいりました。

こういったところを検討いたしまして、そういったご意見を校長会から集約いただいて、平成29年の臨時委員会を開いて、8月4日にこういった資料を取りまとめ、参考に協議をした結果、平成30年度より1泊2日で実施する方向性についてご意見をいただいたというところです。

このいただいた意見については、教育委員会のほうで検討させていただいて、8月10日付で教育長決裁をいただきまして、1泊2日の方向で予算編成に入るという形で行ってまいりました。

4番ですが、教育委員のほうには教育委員会の定例会の前ですが、この1泊2日案を10月2日に説明を行わせていただいて、その方向性について一定の理解を得たと考えています。

最終、平成29年11月9日の債務負担行為補正予算の説明の際、1泊2日の変更に対して、教育委員より特に異論はなかったもので、現在に至っております。

次のページ、6ページでございますが、変更の理由というところで、私ども教育委員会といたしましても、自然教室は豊かな自然の中で宿泊をともにし、仲間と協力しながら自然体験を行う、学校では味わうことのできない大事な行事であると捉えておりますので、これを中止してしまうという考えはございません。

ただ、中学校3年間の教育活動をバランスよく編成する、そして、教員の業務負担軽減等も考慮した上で、総合的に1泊2日への変更を判断いたしました。

理由につきましては、①、②でございますが、資料1にございますとおり、資料1は次のページでございますが7ページの上のほう、自然教室以外の自然体験活動の推移というふうなことでございますが、こちらのほうは、災害活動はこれまでも授業等で技術や理科の授業では行われていますが、自然観察・調査、それから、近年里山保全とか環境学習、こういったところで地元の自然を利用した活動がふえてきている、こういったようなぐあいもございます。

この件については、例えば常磐中学校さんは吉田山を持ってみえるとか、あと、大池中学校さんは御池沼沢の活動をこれまでもずっとしている、そういったところから、昔から水沢に行かなくても自分のところでできるのになというようなご意見はいただいておりますが、近年この10年、5年でこういった自然に対する活動もふえてきているという現状がございます。

それから、地域との連携活動の推移ということで、確実に、例えばAのグラフの防災関連ですが、地区防災の充実を図るための取り組みが各地で行われておりますけれども、地域との合同防災訓練に中学生が防災の被災の際に一番の活動の手助けになるということから、地域と協働した防災訓練を一緒に行う数が飛躍的にふえてきております。

それから、地域おこしの関係で文化的活動にも積極的に参加したり、Dの人権交流会という中には、高齢者の福祉体験というようなものも地区社協のほうで積極的に行われる中で、中学生が招かれて、そういった高齢者福祉にかかわる活動もさせていただいておる、こういったことが体験実習、そういったところでもふえてきておるということで、総活動数といたしまして、7ページの一番下ですが、そういった地域との連携活動は、10年前に比べて90件近くふえているということでございます。自然体験等についても20件近くふえている、こういった現状がございます。

済みません、6ページに戻ってください。

そこに、③ですが、自然教室はこれまで2泊3日で実施してきましたが、主立った活動

は、自然体験活動は1日、2日目に実施しており、3日目の午前中については、生徒の体力とか健康面も考えて創作活動をする学校が多うございます。これについては、資料2で
ございます。済みません、また8ページのほうに進めていただくとありがたいです。

8ページ、自然教室の活動プログラムの概要ですが、実施時期4月から6月、これは少年自然の家で自然体験活動、1月、2月については御在所でスキーをやっている、そういった学校が5校ございます。

その中で、実施プログラムを見ていただくと、下のほうをずっと見ていただくと、レクリエーション、それから創作活動といったところが、例えば3日目の枠の中に16校と2校。4月、6月の中で17校ございますが、冬も含めてですが、ここは。創作活動が16校、創作活動の内容については、多くが伊勢型紙であったり、焼き杉であったり、竹細工であったり、館内で活動できる活動を組み込んでおると。また、レクリエーション等、学校の体育館でもできるかもしれないような活動が組み込まれておりますので、この3日目の活動を縮減してはどうかというようなところで、ここを例えば縮減しても、大きく自然体験活動に影響はしないのではないかとこのところがございます。

それから、スキーの学校については1泊2日、小学校の自然教室は1泊2日で、午前中で終わって帰ってくるわけですが、中学校のほうは2日目の午後の施設使用料をこちらのほうで学校のほうに提供しまして、午後の活動も保障する、このことでスキーも1日目の午前午後、2日目の午前午後とこれまでと変わらない実施ができる。その他の学校につきましても、先ほどご説明させていただいたとおり、創作活動以外の水沢の自然の家でしかできない活動を1日目の午前午後、2日目の午前午後と組み込んでいくことで充実した取り組みができるのではないかと考えておるところでございます。

済みません、もう一度6ページをお願いします。

⑤番でございますが、今後、中学校は平成33年度から新しい学習指導要領が始まるわけですが、ここの理念の中に、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという、学校と社会が理念を共有していく、そして、地域と連携して教育活動を推進していくというような社会に開かれた教育課程の実現というのが提唱されております。

この10年、地域とともにある学校づくりを進める中で、地域との多くの体験活動を生んできましたが、また今後、こういった社会に開かれた教育課程という理念のもとに地域との連携活動が一層推進されることになるということで、どこかを縮減していかなければいけないという考えを持っております。

6番です。自然教室を1泊2日にすることで、3日目の当日の時間が縮減されるだけでなく、活動には必ず準備に要する時間も多うございますので、こういった準備も含めた日程縮減から捻出された時間は、先ほど申し上げた地域と協働した活動の充実の時間に充てたいなと考えております。

それから、現場からは、7番のところがございますとおり、平成28年度から学力向上アクションプランのほうで私ども進めております四日市ならではの教育の推進ということで、四日市公害と環境未来館の見学、それから、思考力、判断力、表現力の向上というところでスピーチコンテスト「THE・BENRON」を実施しておりますが、こういった活動もふえておるということで、取り組みにも時間がかかるので、どこか縮減をしたいというようなところも考慮させていただきながら、総合的に1泊2日というような判断をさせていただいた次第でございます。

あと、済みません、9ページには、近隣の他市町の中学校における自然体験活動を伴う宿泊活動についての参考資料とさせていただいております。県内、桑名から伊勢までお尋ねさせていただいたところ、市がバス代、宿泊等を支弁して実施しているところはないという現状でございました。愛知県については、豊田市さんとか春日井市さんがこういった状況でございますが、多くのところは学校裁量で実施の有無を決定しておるというところではあります。岡崎市は全校実施ですが、これは2泊3日、スキーに行っておるということですが、全額保護者負担で修学旅行同様、積み立てをしながら進めているというところではあります。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

前振りもありましたけど、こども未来部からの流れもありますし、資料請求もさせていただきましたので、数点確認をさせていただきたいと思います。

まず、私自身、教育民生常任委員会、久しぶりに来たので確認なんですが、自然教室を2泊3日から1泊2日にするよということは、教育民生常任委員会に何らかの形でも示されたことは一度でもあるんでしょうか。

○ 廣瀬指導課長

今回の債務負担行為の予算審議が初めてで、2月の当初予算、ここできちんと説明をすることであるのかなと考えておりました。

○ 加納康樹委員

とはいうものの、債務負担行為の説明資料の中で、さらっと中学1年生（1泊2日）とだけ書いてあって、先日のうちの委員会の議案聴取会の中でもそこには一切触れることなく流して説明を終えたんですけど、非常に悪意をもって聞いていたんですけど、これで通れば流そうと思っていたんですか。

○ 廣瀬指導課長

私どももまだこの件については決定とは思っておりませんので、2月の予算審議の中でお認めいただければ、補正予算を組んでも案内の中には今含んでおります。

○ 加納康樹委員

とはいうものの、きょうお示しいただいた追加資料でいくと、教育委員さんには2回にわたってというのか、事前に10月23日に説明して、教育委員さんの定例会においてはそのことも説明して、相変わらず何も言わない教育委員さんには何も言わずに1泊2日は通ったんですね。なのに、私たち教育民生常任委員会——根本的に私これを削るということが委員会とか議会の議決案件云々とかと思っていないんですけど、だけど、何も物を言わない教育委員さんにはちゃんと説明するけど——私たちのほうにはもうちょっと後まで回そうかというふうな非常に悪意に満ちた手順にしか思えないんですけど、いかがですか。

○ 廣瀬指導課長

そのような思いをさせてしまったことについては大変申しわけないと思っております。

○ 加納康樹委員

もう意図あってこういう説明の仕方、手順を踏んだということでもよろしいですね。けんかを売ったということですね。

○ 廣瀬指導課長

意図があってというのではございません。本当にこの11月定例月議会で説明させていただける機会を得たことは大変ありがたいと思っています。2月の一般のところでは説明する、そういった時間をどうとっていいのか、私も少しわからないところがあったので、大変申しわけないと思っております。

○ 加納康樹委員

でも、モニターかなんかで聞いたと思うんですけど、このことが間接的にさっきのこども未来部の指定管理のところにも当然影響してきていたわけで、こども未来部長の話聞けば、指定管理の更新があったにもかかわらず、2泊3日が1泊2日になるということをその建物所管のこども未来部は一切教育委員会から聞かされていない。そのまま審査して通ったというものが債務負担行為で上がってきている。そんなことが教育委員会は許されるんですか。他部に迷惑をかけるようなそんな手順の踏み方が許されるんですか。

○ 荒木美幸委員長

ちょっとその辺の考え方の整理、葛西教育長、伺ってもよろしいですか。

○ 加納康樹委員

聞いていないって部長言っていました。

○ 荒木美幸委員長

こども未来部のほうでは、ということを確認とれております。

○ 小川政人委員

6月2日に運営委員会で報告しておると書いてある。だから、ええかげんなんやな。

○ 葛西教育長

自然教室運営委員会には、こども未来課の青少年育成室長が入っております。ですから……。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

ちょっと今のその辺の出席のかげん、こども未来部に差し戻さなくてもいいですけど、委員長、済みません、確認はしてください。今、教育委員会の言うことが正しければ、こども未来部の人欠席していたとしか思えないので、確認する必要があると思います。

そして、ちょっと続けさせていただきますけど、じゃ、2月でやろうとしていたとは言うものの、この手順で行くと例えば、ここまではしないと思うんですけど中学校の修学旅行もえらいから2泊3日を1泊2日に削ろうというのも、私たちに相談をすることなく削るようなときが来たら削るつもりなんですか、教育委員会は。

○ 廣瀬指導課長

済みません、修学旅行については届け出制になっているものの、校長権限裁量で実施しております。全国的に修学旅行をやめる学校もあるとは聞いておりますけれども、市内でそういったことを今考えておるところは聞いておりませんので、そういうことにはならないと今は思っております。

○ 加納康樹委員

ならないとは思っても、この教育委員会の手順で行くと、もう事後報告でいいやと、途中の経過は一切議会、所管の常任委員会にも諮る必要はないやという、そういう姿勢、そういう体質が教育委員会だと思っておいてよろしいですか。疑ってかからないと、もう全然信用できないので、そういう体質ですね、皆さんは。

○ 荒木美幸委員長

どなたがご答弁をしていただけますでしょうか、今の加納委員のご指摘について。

○ 上浦教育監

校長については、これは校長に対して法令とか条例とかで、こういう違反しない範囲で具体的な学校経営の権限を付与しているというようなことがございますので、行事についても校長の考えでというのはございます。

ただ、これは教育委員会がこういうことを指導、教育課程等については管理をしておりますので、そういう中で、そういう子供さんの活動にかかわることであるとか重要なことであれば当然指導が入ると、指導を入れるというふうなことになるので、そのあたりのところ、重要な案件がございましたら、また議員の皆さんにご相談するというふうな形にさせていただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

じゃ、今回の自然教室を1泊削るのは重要な案件ではないということですね。

○ 上浦教育監

これは大変手順として遅くなってしまったということはあるんですけども、さっき指導課長が申し上げたように2月の予算のところでご説明申し上げますと、そういうふうなことでございました。

○ 加納康樹委員

さらに子ども未来部との連携の悪さなんですけど、今、追加資料の説明のところでは1500名ぐらいというところで、それを少しふやして2000名ぐらいにというふうな説明があったんですが、その辺のところも何も連携ができていないので、直近の子ども未来部長は1学年およそ3000名と思われましてというところでの試算の報告をこの正式な委員会の場で発言するわけですよ。横の連携何もないですよ、めっちゃくちゃですよ。その辺についてどう思われますか。

○ 上浦教育監

ちょっとそのあたりのところはきちんと連携しなければいけないかなと思うんですけども、自然教室運営委員会の中でもこの話は少し出ていたというふうに聞いております。

1泊2日する、そして、そのことによって宿泊数が減ると、そういう議題も上がっていたと思いますので、そのあたりのところをもう一回確認させていただきたいというふうに思います。

○ 加納康樹委員

ちょっと本質論だけお話、ご意見もお伺いしたいんですけど、変更理由云々とかのところでいくと、結局子供のことはどうでもよくて、教員の業務負担軽減、教職員の負担軽減、これが最大の目的ですか。

○ 廣瀬指導課長

こちらについては、3日目のプログラムについて、現状自然の家でやれる……、体力的健康面を考えて、言ってみれば室内での活動ですので、学校でもできるような活動に現状なっております。こういったところについての時間を地域との連携活動、それから、地元の里山保全であるとか海岸の——楠中さんもやっておりますが——ウミガメの保全活動とか、そういった時間に割り当てていけるほうがより生きた活動になるのかなということでご提案をいただいたということでございます。

○ 加納康樹委員

なので、それも主語は子供じゃなくて教員、教職員なんですか。

○ 廣瀬指導課長

最近中学校も地域との連携の中に主体的に参画するというか、子供たちが自主的な活動で地域に貢献する、こういった活動を盛んに展開している学校がふえてきてございます。そういったところで子供たちが自分から地域の中で自然や地域との人々と触れ合う活動、これを積極的にすることで、より自己有用感であるとか自尊感情とか意欲的なところが高まる、よりそういった時間の捻出にこの3日目の時間等を活用させていただいて、子供たちの体験活動を自然体験とともに豊かなものにしていきたいと考えておるところです。

○ 加納康樹委員

では、皆さん教員関係の方も多いので、ぜひお伺いをしたいのですが、四日市の場合、

8 ページにも書いてあるけど、中1の4、5、6月で2泊3日行っているというのが大半なので現実かと思います。正直そのことによる——私は、主語は子供に置きますけど、主語を子供に置くとして——中学校になったばかりでいきなり2泊3日ということをストレスに思う子供もそりゃいると思うんですよ。ですけど、中1で初めてのところで2泊3日ともにすることによってプラスアルファのことが子供に影響、プラスの影響があるほうが私は多いと思っているんですが、どう思われますか。

○ 廣瀬指導課長

運営委員会の中でまさに2日、時間が多ければ、それだけ効果も高いのはもちろんでございます。ただ、総合的に判断する場合、1泊で充実した活動を今後展開していきたいというようなところも考えられます。

例えば、これは私の意見ですが、小学校5年生で1泊2日、修学旅行で1泊2日している、こういった宿泊体験のいろんな課題を中学校に引き継いでよりよいものにこれからはしていく。今まで小中連携も進めてきましたが、そういった観点はございませんでしたので、小学校の体験を中学校で生かす、こういったような活動で1泊を大事にしていければと考えておるところでございます。

○ 加納康樹委員

とりあえず一旦ここまでに私の発言としてはしたいと思うんですが、これだけ議論をやりとりしても、当の子供たちの意見集約というものが一切かいま見ることができないんですけど、大人の都合、やっぱり教育委員会の都合、教職員の都合、教職員の思い、教育委員会の考えだけで変更されていくおつもりなんですね。教育委員会ってそういうところなんですね。子供のことは考えないんですね。

○ 廣瀬指導課長

自然教室に限れば縮減になっていきますが、体験活動という視点で考えていただければ、地元の先ほど申し上げたような自然体験、それから、地域との連携活動の中で豊かな体験活動をすることで、子供たちの健やかな育ちを育んでいきたいと考えておるところでございます。

○ 荒木美幸委員長

加納委員、よろしいですか。

○ 加藤清助委員

加納さんのおっしゃっていることの関連でさせてもらおうと、この資料の5ページに経緯のところ①からずっと始まっていますわね。やっぱり①が発端で自然教室運営委員会のところ、平成29年2月23日のこの2行だけを読み取ると、1泊2日もしくは2泊3日との選択制に変更したいといったのは、中学校校長会の全体の要望として中学校長からの代表委員会から提案があったというのが発端になっていますやんか。

さっき加納さんおっしゃったけど、じゃ、当の子供たちはこの自然教室をやったらアンケートとか感想とかとるんやと思うんやわね、多分学校やで。そういうことは全然加味せずに、これはうがった見方と言われるかもわからんけど、校長会で代表が提起したら、それをずっと教育委員会にかけて内々で決めていることしか、読み取り方としてはないやんか。当の主役の子供たちがどう思っておるのかというのは、この文面からは一切感じとれないもので、そこら辺はどういう経緯に、子供たちのところの感想だとか、アンケートをとってこういうこともあるので、1泊減らしても大きな影響、子供たちの学習に与えないとか、そういう論拠立てがないと、何か校長会の代表が言ったら減らせるよ、選択制にできるよというふうにも読みとれちゃうんやけど。

○ 荒木美幸委員長

この背景に子供の声とかはどのように集約をしたのかという点についてだと思いますが、これについて。

○ 廣瀬指導課長

直接子供の声の集約はございません。学校の校長会のほうで子供に対する影響等々の意見はいただいております。

その中で、先ほど申しあげましたけれども、デメリットとしては、ご指摘のとおり、宿泊をともにすることで、ふだんお互い気づかないよさを2日の中で見取ることができる等もありますが、総合的に考えて、ほかの地域連携、地元での自然体験、こういったことも大事に今後していきたいというところまでてんびんにかけて3日目を削減するというふうな

判断をした次第でございます。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、よろしいですか。

○ 加藤清助委員

いいんやけど、さっきの指定管理のところの選考過程の主たる理由が中学生の宿泊体験をという、冒頭の言葉がそれだったもので、それとの矛盾を感じざるを得ないなということしか言えないけどさ、あと、皆さんどう思われる。

○ 荒木美幸委員長

ご意見ということで。

他にご質疑はございますでしょうか。

○ 小川政人委員

施設使用料を払っているんやな、バス代と。バス代除く施設使用料が2泊から1泊に変わるとどれだけ減額になるんか、計算はわかっておるんですか。

○ 廣瀬指導課長

総額で申し上げるので済みませんが、宿泊料、暖房料、研修室の使用料等の施設使用料を全部含んで、2泊の場合、済みません、17校の場合が490万3000円と試算しました。そこに朝明中と内部中と南中の3校を足して20校で宿泊1泊を試算した場合、358万9000円、減額総額としては131万4000円と試算をしております。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 荒木美幸委員長

他に質疑はございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

ぐちゃぐちゃ言うつもりはもうこれ以上ないんですけど、教育長のほうからちょっと総合的に発言を求めたいと思っています。何で、繰り返しになります、こそっと1泊削るようなことをしたのか、2月でしようとしたとはいえ、何も言わない教育委員会には10月で説明をしている。何か言うかもしれない教育民生常任委員会はもうちょっと地固めしてからやろうという。何度も出ていきますけど、親の都合、教育委員会の都合、教員の都合は聞くけど、子供の都合は聞く意思すらないということに対しての教育長の見解を求めます。

○ 葛西教育長

まず、これ、資料の中でもこの10年間の学校の教育活動の中で中学生の自然体験活動、それから地域との連携活動、その他非常に活動自体が多くなってきていると。ですから、教育課程全体が非常にこの10年間かけてそれぞれの学校で工夫もしていただきながらですけども、広がってきているという、そういった実情があります。ですから、その中で子供たちがする体験から得るものもそれなりにいいものが子供たちは得ているという、そういうような状況になってきています。

この自然教室につきましては、実は当初は中学校2年生で自然教室は行われていました。中学3年生が2泊3日の修学旅行、中学2年生が2泊3泊の自然教室ということで、中1はございませんでした。

ところが、阪神大震災でトライアルウイークということで職業体験学習というふうなものが入ってまいりまして、これを本市では中学校2年生にどの学校も3日間というふうなことですけれども、職業体験学習も入れてきたと。ですから、中学2年生で実施することはできないというふうなところで中学校1年生でというふうな、中学校3年間のバランスを考えて、この自然教室をここに位置づけてきたという、そういう経緯がございます。

そういうふうなことの中で、さらにこの10年間の中でさまざまに活動がふえてきた、これは学校にとっても、もうこれ以上は一つ難しいかなというふうな、そういうふうな状況だったということはまず全体にあります。

その次に、この自然教室、確かに2泊3日で子供たちがともに生活をするこ

とは大きいと、そういうふうなこともございます。それも私ども重々知っています。子供たちを連れて私も2泊3日、1泊2日行っていましたから、それはよくわかります。

ただ、現在の状況の中で、2泊3日の中で、3日目の活動については、これはやはり体力等の観点から室内活動が多くなってきていると、また、午前を終えて、午後早く帰るといふ、そういうふうなスケジュールになっていると、それを1泊2日にして自然体験をしつかりとしたものをさらに充実させていくというふうなことであれば、宿泊体験、自然体験の相当の狙うものが実現できるというふうな、そういうふうな判断も私どもはさせていただきます。

また、教員の負担ということも、これも全く考えていないというわけではございません。やはり準備、それから、後のことも考えますと、こういう労力がかなり要ると、その中でどうしても労力が非常に要るものについては、やはりそのところは少し削減をすると、要は労力対効果という、そういうふうな面でも私どもは、教育活動は見ていなきゃならないという、そんなふうな状況にも落ちています。

ですから、今の教育課程、それから、自然教室のよさ、そして、教員の置かれている状況、そういうふうなことを総合的に勘案して、さらに1泊2日でやった場合、子供たちにとってさらに得るものが、どういうふうにしていけばさらによいものになるのかということも考え合わせることによって、私どもとしては1泊2日でやっていこうというふうな、そんなふうな判断をさせていただいたわけです。

それから、子供にアンケートをとるとか、それは多分学校でもそのことについてはされていないというふうにして思っております。学校としては、教育活動の中身について、そのこと一つ取り出してアンケートをする、あるいは子供に意見を聞くということはしなかったんだろうなというふうな、そんなふうにして思っております。私どももまたそれを指示しなかったというふうなことだろうかと思っております。

○ 加納康樹委員

今、教育長がるる申し上げておっしゃっていただいたことを手順をもって説明すれば、別に私も1泊削るということで目くじら立てることは多分しなかったと思うんですけど、今お答えがないところを改めてお伺いしますが、じゃ、なぜ何も言わない教育委員の皆さんには事前に説明して、口うるさい教育民生常任委員会のほうには後回しにしたんですか。ここが全てです。

○ 葛西教育長

私自身は教育民生の委員の皆さんが口うるさいとかそんなことは全然思っていないのですけれども、確かにこれは私どもの事業として予算をつけていただいている事業です。ですから、通常学校行事というのは、第一義的には校長の裁量があると、その中でどうしていくかということを決めていく。教育課程というのは、校長が編成していくという、そういうふうな教育については法令で決められております。

ただ、今回この自然教室について予算をいただいている、しかも、これは教育民生委員会でお認めをいただいて予算をいただいている。それを減額するというのであれば、やはりもう一歩早い段階でご相談のほうをすべきだったというふうにして思っております。そのことについて気づかなかったという点で、これは本当に申しわけないなと思っておりますし、隠してというか、そんなふうなことは毛頭考えておりません。このようにいろいろ議論いただくというのは、私ども当然そのように覚悟もしておりましたし、ただ、私たちの考えというものは、今私が申し上げたというふうなことで、そんなふうな考え方としては、私はまとめておりました。

○ 加納康樹委員

よしとしたいんですけど、でも、今、教育長にそうおっしゃってもらったところで、直近の10月で――繰り返しますよ――何も言わない教育委員さんにはちゃんとご相談申し上げるわけですよ。私たちのほうはしないというのが、それが本当に忘れていたのかなとは思えないですよ。悪いけどここまで来ると本当に全然信頼できないので、それがもう本当に済みません、最後の最後にしますけど、本当に抜け落ちていただけなんですか、意図的に後回しにしたんですか。

○ 葛西教育長

本当に申しわけないんですけど、意図的に後回しとかそういうことじゃなくて、きちっとやっぱりすべきだったということ、そのときにそういう判断が私ができなかったという、そういうふうなことというふうにして、私は今でもそのように思っています。

○ 荒木美幸委員長

加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

よろしいです。

○ 荒木美幸委員長

では、他に自然教室バス借り上げ料の債務負担行為につきまして、ご質疑のある方はお願いいたします。

○ 小川政人委員

これは別に1泊2日するのを認める議案ではないわけやで、バス代だけの議案やで、1泊2日がいいか悪いかは、2月の議会であかな反対する話の世界やでな。ここはバス代の話やで、バスについて。けども、加納さんの言うのが合うておると思うよ、これ。あんたら協議会なんかいっぱい持ってくるやん。今回も協議会いっぱい出しておる。それから、9月の協議会、いっぱい出しておるやん。そうしたら、そなん協議会で入れるのは普通のことや。そこを何もしていないというのは、それは怒られても仕方がないなと思うよ。

協議会っていつも議案審査だけでも手いっぱいあるのにぼんぼん入れてくるんやでさ、それを全然していなかったというのはちょっとおかしいなということだけは言うておく。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、答弁のほうは。

○ 小川政人委員

答弁要らん。次の2月にじっくりやらせてもらう。

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑は。

○ 樋口博己委員

ちょっと1点だけ確認なんですけれども、教育委員さんに事前に一旦説明して、ここの

教育民生常任委員会の説明の場になっておるんですけど、普通の協議の手順としてどうなんでしょうか。一旦はやっぱり教育委員の皆さんと協議して教育委員会として考え方をまとめて、こういった常任委員会で議論をするのか、それとも同時並行なのか、ちょっとこの案件は常任委員会にまず議論をしたほうがいいのかとか、そういう判断があるのか、そのルールはどうなんですか。

○ 葛西教育長

基本的には教育委員会会議で、あるいは教育委員さんに時間をとっていただいて、このことについてお知らせをする、あるいはこういう方向で行きますというふうな説明をした後、この委員会のほうへ持ってきます。それは協議会の案件、それから、予算のものにつきましても、そういうふうなことは先にお知らせしてから議会のほうへというふうな、そういうふうな手順になっています。

○ 荒木美幸委員長

よろしいですか。

他にございますか。

加納委員にお尋ねしますが、先ほど教育委員会の答弁とこども未来部の答弁にそごがあったという点でご指摘がありました。委員長のほうから確認はさせていただきますが、その結果が採決のほうに必要であれば、一旦きょうはお返事をするのは難しいかなと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

採決はそれこそ本当に2月の話なので。

○ 荒木美幸委員長

では、進めさせていただきますもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○ 加藤清助委員

こども未来部が言うておったのと、運営委員会というのはこども未来部が参加メンバー

だということだったもので、知らなかったと言い張っておったもので、それは欠席して知らなかったのか、参加しておって寝ておったのか、それは確認を。

○ 荒木美幸委員長

かしこまりました。では、また、改めて皆様にご説明できるようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、その後も追加資料ございましたので、これ以外のところからもご質疑をいただければと思います。

○ 樋口博己委員

体育館の屋根の工事なんですけど、平成23年以降は断熱効果も含めてこういった工事をしているという説明がありましたけど、これは平成23年当時と今とは規格としては同じなのかどうなのかが1点と、あと、平成23年以降、ずっと規格としては同じとすると、以前の断熱工事を伴わないものに比べてどれぐらいの効果、何%ぐらいの効果が出るという仕様になっているのか、その辺はどうでしょうか。

○ 今村教育施設課長

校舎のほうの防水加工については、平成23年度以降という形のほうで断熱効果のほうを少しでも上げたいという形のほうで施工しておるわけなんですけど、ただ、じゃ、何%ぐらい効果があらわれたかという形については、今ちょっと手持ちの資料のほうがありませんので、お答えすることはできないんですけど。

○ 樋口博己委員

校舎が平成23年からですかね。体育館はまた違うんですかね、そうすると。

○ 今村教育施設課長

体育館のほうにつきましては、平成26年度から橋北小学校、それから小山田小学校、それから羽津小学校という形で3校やっておりますので、この時点のほうから断熱的な形のほうも取り入れた形で施工させていただいておるといって考えております。

○ 樋口博己委員

せっかくお金かけて断熱効果と言われるのであれば、ある程度のどれぐらいの効果があるのかだけはまた検証いただきたいなと思いますので。

○ 荒木美幸委員長

ご意見ということでよろしいですね。返事をお願いします。

○ 今村教育施設課長

どのような形で効果があったかという形のほうを一度調べさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○ 樋口博己委員

結構です。

○ 荒木美幸委員長

他にございますでしょうか。

○ 加藤清助委員

雨漏りの対策工事で追加資料の最初の文章を読んでいくと、雨漏りを防止することが困難となった校舎で雨漏りをとめる必要があるというんやけど、雨漏りしておるの。

○ 今村教育施設課長

部分的な修繕のほうにつきましては、雨漏りが見受けられたという形のほうで随時やらせていただいております。量についてはさまざまなところがあると思うんですけど、雨漏りが発生したということで、これは全面改修をする必要があるということで判断をさせていただいております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

加藤委員、よろしいでしょうか。

他にご質疑ございますでしょうか。

追加資料以外の予算についてもお受けをいたしますので、ご質疑のある方はお願いをいたします。

○ 樋口博己委員

中央緑地運動施設附帯設備事業費ですけど、これは債務負担行為で、これは体育館本体ではないですね。附帯設備ですね。

○ 高野国体推進課長

国体推進課長の高野でございます。

委員おっしゃるとおりです。

○ 荒木美幸委員長

他にごございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをさせていただきます。

なお、反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第6項保健体育費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 荒木美幸委員長

では、ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

では、全体会へ送る事項につきましては、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

○ 荒木美幸委員長

では、全体会にも送らないものとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第6項保健体育費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 荒木美幸委員長

それでは、ここで、理事者の方の一部入れかえですね。

5分ほど、では、休憩をさせていただきます、理事者入れかえもございますので。40分まで休憩させていただきますして……。

○ 樋口博己委員

きょうは教育委員会までですか。

○ 荒木美幸委員長

教育委員会までと思います。できるところまでやりますが、5時15分までは必ず行います。

16:34 休憩

16:40 再開

○ 荒木美幸委員長

では、休憩前に引き続きまして委員会を再開させていただきます。

議案第46号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定について

○ 荒木美幸委員長

ここからは教育民生常任委員会といたしまして、議案第46号四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会におきまして追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

この久留倍官衙遺跡の公園条例の制定についてということで、まず、確認ですけど、施工期日が平成30年の3月25日となっているんですけど、これ、3月25日にオープンの予定だということではよかったんですけど。

○ 川尻社会教育課長

はい、おっしゃるとおり平成30年3月25日にオープンの予定ということでさせていただいております。資料のほうでお配りさせていただいたところのくるべ古代歴史館について

という項目の中で、供用開始日ということで平成30年3月25日の日曜日ということでさせていただきます。

○ 加納康樹委員

教えていただきたいのは、何で3月25日という中途半端なときにオープンするのかということですか。

さらに申し上げるなら、中途半端な日だし、しかも、3月25日ってお日柄も悪いんですけど、何でこんな日にオープンするんですか。

○ 荒木美幸委員長

日程設定について。

○ 川尻社会教育課長

済みません、ごめんなさい、お日柄のほうはちょっと確認しておりませんので、3月25日、年度末で本当にもっと早くとは思ってはいたんですけども、整備の関係で駐車場の整備のほうはまだできておらないところがあります。それと、あと、機械警備を入れたりですとか、展示物をそろえたりとかというのがありますもので、その時期になりました。

それと、もう一つは、あそこに常駐してもらう人なんですけれども、嘱託職員ということで考えておまして、嘱託職員についても4月から採用ということになっておりますもので、それまではうちのほうの本課のほうから職員が出向いて交代で見ることになります。そのようなこともありましたもので、余り早い日ですと、ちょっとうちのほうが耐えきれないということでその日になってしまいました。

以上です。

○ 加納康樹委員

であれば、3月25日じゃなくて、別に4月に入ってからじゃあかんかったんですか。何か非常に中途半端に思っているんですけど。

○ 川尻社会教育課長

中途半端、確かにそうなんですけれども、私、この4月から参りまして、本来ですと平

成28年度まででくることが本当の一番最初の計画ですと完了だったということで、平成29年度からできている分についてはできるだけ早いところ皆さんに活用していただけるように、あけるようにというような話もありましたもので、平成29年度内に何かというか、オープンさせたいなというのがありましたもので、この日ということでさせていただきました。

○ 加納康樹委員

平成29年度に開館したという実績を残したいんだということで了解しました。

○ 樋口博己委員

以前もちょっとお願いしたんですけど、案内看板でということで検討しますというお話だったんですけども、これはこの時点で何らかの設置が済むということなのか、もし設置するんやったらちょっとどんなんか、後ほどで結構ですので、こんな看板設置しますというのをちょっと資料か何かいただけるとありがたいですが。

○ 荒木美幸委員長

後刻、その資料を提出ということでよろしいですか。

○ 樋口博己委員

そうだね。

○ 荒木美幸委員長

資料ありますか、まず、その。

○ 葛山社会教育課課付主幹

済みません、葛山です。

もともとは全体オープンに備えて準備するという予定でしたもので、今、基本計画的なところをつくっております。もう少しすると、どの場所にどんなようなものというのができて上がってくる予定ですので、ちょっと今すぐではまだないんですけども、ただ、駐車場のほうはオープンしますので、入り口のほうの看板はつけるように準備したいと思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員

じゃ、全体的な構想ができた時点で結構ですので。駐車場は、ここから駐車場ですよという案内は設置してもらおうということでいいんですね。わかりました。結構です。

○ 荒木美幸委員長

他にございますか。

○ 三平一良委員

教育委員会が直営ということで、今、嘱託職員の話があったんですけども、もう少し管理運営の概要というか、詳しいことを教えていただけますでしょうか。

○ 川尻社会教育課長

先ほど直営と申しました。委員会の資料のほうの中でもちょっとだけ説明をさせていたでいるんですけども、開館時間としましては午前9時から午後5時までということで、休館日は月曜日と火曜日、祝日の場合は翌日と、あと年末年始というふうに考えております。

嘱託職員1名の採用と、あと、臨時職員を採用したいというふうに思っておるんですけども、それで、あと、嘱託職員が足りないところについては、本課のほうから職員が行って交代でいるというようなことになるかとは思いますが。

○ 三平一良委員

嘱託職員1名と、臨時職員は何名なの。

○ 川尻社会教育課長

今交代でということで2名を交代でおっていただく、体制的には1人分ということにはなると思いますが。

○ 三平一良委員

以前に管理運営についてはボランティアを募集して、何か応募されてきて、その人たちに研修をやっているわけですね。そういう人たちが管理運営をやるんやということを聞いていましたもんですから、その辺はどんなふう。

○ 川尻社会教育課長

済みません、今、応募していただいた方、三十数名おられるんですけども、その方たちに養成講座ということでさせていただいております。今年度3月の初めまでに7回、全部でやらせていただこうと思っておるんですけども、今のところ2回終わった状態です。

その中で応募されてみえた方が解説をやりたい方ですとか、管理をやりたい方ですとかというのがおみえになりますもんで、全般的にやってはいただくんですけども、ご希望も聞きながら、交代で職員と一緒にいていただける時間において、あと、それこそ団体さんでおみえになるときとか、小学校なんかがあるかと思うんですけども、そのときにはその日をピンポイントで来ていただいて、解説ボランティアをしていただくというようなこともしていただこうとは思っております。

○ 三平一良委員

そうすると、3月25日にオープンされてからの予算は。

○ 川尻社会教育課長

2月にまた来年度予算ですもので要求させていただくことにはなるんですけども、うちのほうで……。

○ 三平一良委員

来年度でなくて、3月25日と言ったよ。

○ 川尻社会教育課長

済みません、そうですね。3月25日から数日分はあるんですが、その分については既決の中でしようと思っております。来年度予算についてはまた要求ということになるんですけども、公園のほうの維持管理の分、施設の維持管理と、あと草刈りとかもあります。その分です。あと、くるべ古代歴史館のほうの館の管理のほうもありますので、そちらの

ほうの防犯管理のお金ですとか、浄化槽のお金とか、機器の点検とか、床清掃とか、その辺の、あと光熱費とかもありますので、今試算をしております、これは来年度要求でまた上げさせていただく予定はしております。

ことし発生した分につきましては、今年度の既決予算の中でやりくりをしたいなというふうに思っております。

○ 三平一良委員

その管理運営の既決予算があるの。

○ 川尻社会教育課長

光熱費は、あそこに館が建っておりますので、幾らかはもともとついてはおります。あとの分につきましては、管理費としての予算はないですもので、ちょっと残ったものから2といいますか、何とか都合しようというふうに思っております。

○ 三平一良委員

流用するのやね。

○ 荒木美幸委員長

三平委員、よろしいですか。

○ 加藤清助委員

さっき三平さんがお尋ねしていた関連かもわかんないけど、今回の条例制定の議案で、議案書に条例が書いてあって、何条かあるんですけど、当然ここにも管理及び事業は教育委員会が行いということで、その施設の設置目的を達成するために次の事業を行うとあるんですが、事業計画とその事業に伴う予算は2月に出てくるという前提の条例ですよ。

これ、僕の記憶違いかわからんけど、何となく全部当初の構想はできていないけど、とりあえずこの部分ができたもんで、3月25日オープンでスタートするという、そんな理解をしておったんやけど、そういう理解でいいんやろうか。

○ 川尻社会教育課長

そのとおりです。久留倍官衙遺跡公園としては、まだ史跡地の部分できておりませんので、そちらのほうについては相変わらず整備を続けていくこととなりますので、館のほうだけ、ガイダンス施設、くるべ古代歴史館のほうだけオープンということになります。

○ 加藤清助委員

今回、この部分のできておるところだけのオープンに合わせて条例をつくって制定してスタートしていくということでもいいかと思うんですけど、そうすると、今後そういう施設の当初描いていた部分が増えてくると、この条例そのものも見直さなあかんというようなことは想定には入ってなくてもいいもんなのかどうなのかかなと思ったのと、当然条例に基づいて利用申請の規則だとか要綱だとかはそちらでつくられると思うんですけど、そういうようなイメージでよろしいのでしょうか。

○ 川尻社会教育課長

要綱については今作成中です。3月25日のオープンまでにつくって公布したいというふうに思っております。

条例のほうにつきましては、万が一直さなあかん部分が出てきましたら、直さなあかんなどいふうには思っておりますけれども、直さんでもええようにというふうには思っております。

○ 加藤清助委員

賢い。

○ 荒木美幸委員長

よろしいでしょうか。

他に質疑ございますでしょうか。

○ 三平一良委員

毎年シーリング漏れなんやわな。ほんで、平成31年に完成予定と書いてあるでき、皆さん、それを信用するけど、そんなの書かんほうがええんちゃう。俺はおくれると思うわ。

○ 川尻社会教育課長

文化庁の補助金ですもので、文化庁とももちろん、調査官に来てもらって現地を見てもらって話はさせてもらったりとかはことはさせていただきますし、何としても来年、復元、八脚門は建てたいと思っておりますので、平成31年度には完成させるつもりで進めております。

○ 三平一良委員

わかりました。

○ 荒木美幸委員長

三平委員、よろしいですか。ありがとうございます。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきます。

議案第46号四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第46号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

では、理事者の一部入れかえがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。おそろいですね。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議案第47号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。

議案第47号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 荒木美幸委員長

本件につきましては、全体会及び委員会の議案聴取会におきまして追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 中根スポーツ課長

スポーツ課長の中根でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第47号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例につきまして、さきの教育民生常任委員会議案聴取会におきまして、小川委員からご請求いただきました運動施設の利用料金の資料及び11月22日、議案聴取会全体会でご請求いただきました新施設の料金設定の考え方を含めました条例改正の主な内容についての資料についてご説明をさせていただきます。

説明はタブレット03教育民生常任委員会、12平成29年11月定例月議会、03教育委員会、24分の10ページ、教育民生常任委員会資料でご説明をさせていただきます。

○ 荒木美幸委員長

資料、よろしいでしょうか、皆様。

お願いいたします。

○ 中根スポーツ課長

まず、11ページをお願いいたします。

小川委員からご請求いただきました四日市市運動施設及び四日市ドームの施設利用料についてでございます。

1といたしまして、四日市ドームを除く29運動施設の専用利用料金を記載してございます。表の左から、施設名称、使用、区分、使用時間及び期間における料金の順となっております。

一番最初に記載してございます中央緑地体育館について申し上げますと、アマチュアスポーツか否か、入場料を徴するか否かにより、午前、午後、夜間、全日利用について、それぞれ料金が設定されております。また、施設によりまして午前、午後というような区分ではなく、1時間当たりの料金設定になっているものもございます。

12、13ページについては、引き続きまして各施設の料金を記載してございます。

14ページをお願いいたします。

14ページにつきましては、上から個人利用の場合の料金、回数使用券の料金、会議室の料金の記載となっております。

15ページをお願いいたします。

15ページにつきましては、四日市ドームにおける施設の利用料でございます。上から専用利用の場合の料金、個人利用の場合の料金、会議室の料金の記載となっております。

なお、ドームの専用利用につきましては、土日、祝日の場合は表中記載の基本料金の2割増し、アリーナの分割利用の場合は5割、準備、撤去のみの場合は8割とする規定となっております。

15ページ、一番下の表につきましては、運動施設及びドームにおける専用利用、個人利用の際の減免・減額の範囲及び対象とする内容を記載したものでございます。

専用利用につきましては、市内の小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が利用する場合、個人利用につきましては、市内の心身障害者の方で、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳またはこれらにかわるものを提示した方について5割減の額としております。

続きまして、16ページ、提出議案参考資料追加分についてご説明を申し上げます。

議案聴取会の全体会でご請求いただきました新施設の料金設定の考え方を含めました今回の条例の改正の主な内容についてでございます。

資料18ページをお願いいたします。

まず、1の条例改正の背景でございますが、平成29年の8月議会の協議会にてご説明申し上げました現在建設中であります霞ヶ浦テニスコート及び中央緑地フットボール場について、平成30年5月から順次供用開始を予定しておりまして、これらの名称、使用時間及び期間、利用料金等に関する規定を整備するものでございます。

新施設の概要ですが、以前お話もさせていただきましたが、霞ヶ浦テニスコートにつきましてはハードコート16面、内訳としまして、メインコート1面、サイドコート1面、屋外コート6面、屋根つきコートが8面、会議室、多目的室各2部屋を有するクラブハウス1棟となっております。

中央緑地フットボール場につきましては、JFA公認人工芝で3面ございまして、Aフィールドはサブトラックつきサッカー場、Bフィールドはアメリカンフットボール兼サッカー場、Cフィールドはラグビー兼サッカー場、クラブハウスは2棟となっております。

18ページ、2の主な改正内容でございます。

(1) としまして新施設の料金、使用時間、使用区分について、18ページ表中にテニスコートの内容、19ページの上段表中にフットボール場の内容を記載してございます。

19ページをお願いいたします。

上段表の下に記載しております新施設の料金の設定の考え方についてでございますが、利用者に負担を求める経費につきましては、施設の建設運営においてさまざまな経費がかかりますが、表1に記載ございますとおり、人件費、大規模改修費を含めた維持管理費を利用者の方に負担を求め、建設費につきましては、その施設が誰でも利用でき、市民全体の財産であるという観点から、利用者に負担を求めないことと考えております。

次に、利用者に負担を求める割合でございますが、さきの利用者に求める人件費、維持管理費をどの程度の割合で負担を求めるといふことを決める必要がございます。公的施設としての必要性や市場性、施設を利用する人としらない人の均衡を考慮して決定する必要がございます。表2に記載のとおり、テニスコートにつきましては、民間でも多く提供されているということから100%、フットボール場につきましては、民間では提供されにくいということから50%と考えております。

この利用者負担の考え方にに基づき使用料を求めるに当たりましては、1年当たりの管理

運営費に負担割合を掛け、総利用区分数と目標稼働率から求めた目標稼働数で割り戻すことにより、1利用区分当たりの利用料を算出いたしました。

計算結果から、19ページ下段の表でございますが、テニスコートの屋外コートにつきましては、目標稼働率を平成28年の三滝テニスコートの稼働率約50%を参考に、ハードコートの特性から雨天時の使用が困難なため40%と設定して、1時間当たり690円としております。

屋根つきコートにつきましては、目標稼働率を雨天など天候に左右されにくいことや日差しが遮られる、こういったことから利用が進むと見込みまして60%と設定し、940円としてございます。

また、サブコート、メインコートにつきましては、主として大会時の利用を想定してございますが、他市類似施設を参考に屋外コートの1.5倍、2倍の料金設定としましてサブコートを1040円、メインコート1380円と設定しております。あわせて、それぞれのコートにおきまして、アマチュア利用か否か、入場料の類を徴するか否かによりまして料金の差を設けることとしてございます。

なお、使用時間につきましては、三滝テニスコート同様の3月から11月までは朝の6時から21時まで、12月から2月までは7時から21時まで、1面1時間の料金設定としてございます。

20ページをお願いいたします。

フットボール場の料金でございます。目標稼働率につきましては、平成28年度の霞ヶ浦サッカー場の30%をもとに、人工芝であり、雨天時の利用や3面利用による合宿、大会での利用も見込み50%と設定しております。計算結果では1時間当たり4100円程度となりましたが、この料金につきましては、既存の本市の霞ヶ浦サッカー場の1時間当たり約600円に比べまして大幅な値上げになることや、近隣市町や他市類似施設と比較しても高い水準にあります。そのため、県内類似施設である、同じくJFA公認人工芝の伊勢市フットボールヴィレッジのBコートというものを参考に1時間当たり3000円と設定しております。フットボール場につきましても、アマチュア利用か否かで料金の差を設けることとしてございます。

使用時間につきましては、霞ヶ浦サッカー場と同様、4月から10月までは6時から21時、11月から3月までは9時から21時、使用区分につきましては、現状は午前、午後、夜間の3区分となっておりますが、より利用しやすいよう1時間単位での使用区分に変更し、料

金を設定しております。

なお、両施設とも夜間利用における照明設備がございます。照明料金につきましては、照明器具の償却及び消費電力に基づき別途照明料金を規則で定める予定でございます。

次に、20ページ表の下に記載してございますテニスコートの会議室、多目的室についてでございます。

テニスコートにはクラブハウスが新たに建設されます。クラブハウス内には貸し出し可能な会議室、多目的室がそれぞれ2部屋ございます。その料金設定につきましては、会議室等は、その施設の競技利用と合わせて利用される運動施設の付随的な施設であるためコスト計算は行わず、既存施設でほぼ同じ大きさである四日市ドームの小会議室の1時間当たり360円と設定しております。

次に、20ページ、(2)中央緑地フットボール場の高校生以下の団体に関する料金設定についてでございます。

さきにも申し上げましたが、フットボール場の利用料金は既存施設と比較して大幅な料金アップとなります。このことは、施設はグレードアップするものの利用者、特に小中高校生の負担感は大きくなるものと考えております。

昨年度策定いたしました第3次四日市市スポーツ推進計画においては、減少傾向にあるスポーツ少年団の支援の検討及び少年スポーツの振興に取り組んでいくこととしております。あわせて各種大会の誘致や平日夜間の利用も見込むなど施設の利用促進を図ることを目標としていることから、市内小中高校生の団体が使用する場合の料金について2分の1の料金とする規定を設けたいと考えております。

次に、(3)の精神障害者保健福祉手帳所持者に関する料金設定についてでございます。

現状の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例におきましては、個人料金について身体障害者手帳及び療育手帳を提示した場合、料金を100分の50の額としております。一方、四日市ドーム管理規則では、これらに加え精神障害者保健福祉手帳の提示も規定されており、これらの整合性を図るため、精神障害者保健福祉手帳を追加するものでございます。

次に、(4)個人利用対象施設の追加でございます。

中央緑地フットボール場Aフィールドにつきましては、陸上のサブトラックの機能もあわせ持っております。今後、第3次推進計画の中で中央緑地競技場の改修も予定させていただいております。陸上競技場につきましては、年間約2万人もの個人利用者がおみえで

あることから、陸上競技場が工事等で利用できない場合、代替え施設として個人利用を認める規定を設けてございます。

21ページをお願いいたします。

(5) につきましては、新施設の管理者についてでございます。

当該条例につきましては、指定管理者が施設を管理するものとして規定しております。平成31年3月31日までの間、霞ヶ浦テニスコート及び中央緑地フットボール場につきましては直営で行う管理を行う予定であることから、運動施設の使用許可に関する必要な手続などの準備行為や経過措置を附則において規定するものでございます。

具体的に申し上げますと、年明け平成30年1月1日から新施設の大会予約受け付けなど準備行為を行いたく、表にございますとおり市長部局に移行する平成30年3月31日までは教育委員会が、平成30年4月1日から31年3月31日までは市長が管理を行い、平成31年以降は指定管理が管理を行う予定で考えております。

最後になりますが、参考資料としまして22ページに料金の試算式、23ページにテニスコートの平面図、24ページにフットボール場の平面図を記載しております。

説明は以上でございます。

○ 荒木美幸委員長

ありがとうございました。

追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 荻須智之委員

以前もちょっと伺ったんですが、民間のテニスコートをやっている業者さんたちとの折り合いといいますか、その辺はついているのかなと思ってちょっと伺います。

○ 中根スポーツ課長

民間の方と直接お話しというのはしていない状況でございます。

○ 荒木美幸委員長

荻須委員、いいですか。

○ 荻須智之委員

指導者として入っていただいたりとかが必要になってくると思うんですが、やはり民間にとってはすごい脅威になっているようなことはちらほら聞こえてきていますので、ぜひとも生き残っていただける、発展していただけるようなご配慮があるといいかな。かといって、この利用料は安ければ安ほど市民はいいので、難しい問題だと思いますけど、ひとつご配慮をよろしくお願いします。要望です。

○ 荒木美幸委員長

要望ということで承ります。

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

うちの会派で一つ心配しておるのは、コートをとれなくなる可能性はあらへんのかという、サオリーナのときのようにレスリングが本来使いたい目的のときにもういっばいで使えないというのがあったと聞いておるんやけど、宇野さんか誰か東京まで行って使わせてくれとかと言いにいったとかという話もあるんで、その辺のことは考慮に入れてこれはやっているのかな。

○ 荒木美幸委員長

それについて。

○ 中根スポーツ課長

小川委員ご指摘の問題というのは、私どもも情報としては入っております、サオリーナですけれども、津市さんが発表しています人数で申し上げますと、平成29年の10月1日から10月末において、18大会で4万人ほどの来場者数があったというところで聞いておるところでございます。

私どももそうなんです、シティプロモーションを図るといふところの観点で立派な施設を有効利用するというのもなんなんです、地域の方の活用というのも本当に大事なこ

とですし、通常我々が市民大会とかスポーツ推進員の方、いろんな方とお話しする中では、私らは使えんのやろうなというお話も聞いておりますので、もしお認めいただければ、1月以降、特別申請という予約等もしていく予定ではございますが、3カ月前の予約というのもございまして、その辺は十分バランスをとった予約の方法を検討していきたいというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、バランスのとれたというのは、そういう規則みたいなものをつくるとかというところじゃなくて、料金の部分でもバランスを考えやんでもいいのかなという。安過ぎていつも満杯やということのないようにということも。

アマチュアスポーツ以外で料金を徴収する試合がある使用料というのはありますやんか。アマチュア以外で料金を徴収するというのはどういう大会、アマチュアスポーツで料金を徴収するというのはどういう大会を指しているの。

○ 中根スポーツ課長

アマチュアスポーツで料金を徴収するというのは、設定はさせていただいておるんですが、具体的にはどういう大会というのは余り出てこないんじゃないかと思っておりますが。

○ 小川政人委員

出てこないという料金設定な。

○ 荒木美幸委員長

中根スポーツ課長、もう一回お願いします。

○ 中根スポーツ課長

済みません、申しわけございません。

例えば——ちょっと済みません、テニスとサッカーだけ頭にあって——高校野球なんかの場合は入場料を徴収ということがございますので、そういった機会があるかもわかりませんが、通常日常茶飯事的にたくさん出るというものではないのかなという意味合い

で申し上げました。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

議案第47号ということで、協議会するときにも申し上げさせていただきましたけど、特に今回新設でできる霞ヶ浦テニスコートとかサッカー場のところ、それを、じゃ、直近消費税が10%になったら幾らに変えるおつもりですかというところは言わせていただいたと思っております。

だから、結局私の思いとしては、消費税が上がるたびに中途半端に丸めて上げてしまって、ほかのところはもうどうしようもない状態になっていると思うんですけど、新たにできるところぐらいは、ベースの100を持っていて、108で110になったらというのが簡単に計算できるふうにすべきなのではないのかという意見を持っているんですが、特段それに対しては変更はなかったように思うので、そこの考え方を確認したいというのと、それと、追加資料であった試算表でいくと、その中で、試算の中で人件費というのが入ってくるので、そのかげんで108というか、そういう概念がないんだよということがその試算表の積み立ての中にも入っているのかとか、その辺のところをちょっとお答えいただきたいですが。

○ 中根スポーツ課長

済みません、協議会するときにも加納委員のほうから消費税の件についてはご意見いただいたと思うんですが、これにつきましては、その後検討する中で、例えばテニスの690円というのが税込みということでご案内させていただくわけですが、ベースとしては、試算結果が686円と置かせていただいていますので、それを割り戻すと635円ぐらいになるという中で、今回ベースの額としては640円と置かせていただいて、その額で消費税改正があった場合には積算をさせていただきたいというふうに思っております。

人件費につきましては、現状の運動施設の管理運営費の中でかかっているお金を試算といたしますか、充てさせていただいて想定をさせていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

という、例えば消費税が10%に上がったときに、じゃ、幾らになるのというのは、スポーツ課として答えられるのか、統一的に役所全体としての調整が働くのかという、どっちになってくることが想像できるんでしょうか。

○ 葛西教育長

その件につきまして、例えば教育委員会の中でも博物館等ございます。そのことについても今の時点で消費税が上がったときに幾らにするのかというふうな、そういうふうなことを私どもまだ議論しておりませんし、庁内全体の中でもそのことについてどうするかというふうな、そういうふうなことで議論というのはまだ始まっていないというふうにして、私は今のところはそんなふうにして認識しております。

○ 加納康樹委員

だから、それがもし会計するときには教育委員会の管理のところ、教育委員会の権限である程度四捨五入というのか、末尾ゼロにしていくという作業はできるのか、オール市役所で、管財課なのかどこなのか知りませんがそういうところが一定のルールでばすんとやるのかというのはどっちになるんですたっけ。

○ 中根スポーツ課長

ちょっと定かではないんですが、私の記憶としましては、以前の方に、例えば消費税で割り戻したときの端数についての整理をどうするかというのは全庁的に統一したルールで決めたように記憶をしております。

○ 荒木美幸委員長

他に質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、質疑もありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきます。

議案第47号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第47号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

委員の皆様にお諮りいたします。

今、17時18分ぐらいですが、あと一件議案がございまして、追加資料の説明もございませんので、このまま進めさせていただきたいと委員長として思っておりますが、ご協力願えますでしょうか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

申しわけございません。

それでは、理事者の入れかえをお願いいたします。

議案第53号 工事請負契約の締結について

—中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事—

○ 荒木美幸委員長

それでは、続きまして議案第53号工事請負契約の締結について—中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事—についてを審査いたします。

本件につきましては議案聴取会におきまして追加資料の請求がございませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

第53号、議案書を見ますと64ページ、入札金額は3社とも同じで、技術評価点が結構差があって、今回の業者に決まっています。簡単で結構ですので、技術評価のすぐれている点、教えていただければと思います。

○ 高野国体推進課長

国体推進課長、高野でございます。よろしく申し上げます。

今、豊田議長からご質問いただきました件につきましては、議案書のほうにも書いてございますけれども、今回の入札金額につきまして、おっしゃるとおり三つの参加企業全てが同額、予定価格の9掛けという形で提示をいただいております。

その中で最も現場の状況を理解した内容での技術提案があったということで、評価点が高かった、四日市電機株式会社さんのほうが落札されたということでございますが。

○ 長谷川国体推進課副参事

国体推進課の長谷川です。

大きく一番違う点と申しますと、現在フジタ・アイトム・杉本組のほうでサッカー場の造成工事を行っているところなんです、そのちょうど終わりのあたりに照明器具の設置工事に入っていないといけないということで、既に整備されています J F A 公認の人工

芝とか、そういう既にでき上がりつつあるものに対してどのような配慮をしていけばスムーズにいくかというあたりの技術提案が非常に高かったというふうに認識しております。

○ 荒木美幸委員長

豊田委員、よろしいですか。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 小川政人委員

今の話でいくと、順番を、こっちを先にするということはなかったんやろうか。

○ 長谷川国体推進課副参事

サッカー場の土木工事のほうを先にしていかないと、地中に埋設します配管とか雨水配管とか、そちらは全て土木工事のほうで施工しておりますので、手順的に難しかったと判断しております。

○ 荒木美幸委員長

小川委員、よろしいでしょうか。

他にご質疑はございますでしょうか。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

では、ご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荒木美幸委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決にて行わせていただきます。

議案第53号工事請負契約の締結について「中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事」については、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

○ 荒木美幸委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第53号 工事請負契約の締結について「中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事」、採決の結果、別単異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荒木美幸委員長

これをもちまして教育委員会所管の議案審査は全て終了でございます。

協議会につきましては、あす健康福祉部の審査が終わり、それから、こども未来部の協議会が終わった後に進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

委員の皆様、大変長時間ありがとうございました。本日の審査はこの程度にさせていただきました。あす朝10時から健康福祉部の審査を始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

17:22 閉議